

令和 6 年 度

水 防 計 画

大 垣 市

目 次

		〈附 表〉	
第1章 総 則	1	別紙1 水防活動連絡系統図	20
第2章 用語の定義	1	〃 1-2 水防体制編成表	21
第3章 防御の区域	2	別紙2 水防団・水防監視員分担水防区域・人員等	23
1. 河川及び堤防	2	別表1-1 水防倉庫一覧表	24
2. 水防上重要な関係を有するひ門	2	別表1-2 現地収集可能資材総括表	24
3. 区域外の防御	2	別表1-3 土のう用土砂採場及び数量	25
第4章 水防組織	3	別図1 大垣市墨俣町水防区域図	26
1. 水防本部	3	〃 1-2 大垣市上石津町水防区域図	27
2. 水防施設及び資器材	3	別紙3 指定避難所一覧表	28
3. 避難のための立ち退き	4	別紙4 水防信号	29
第5章 予報及び警報とその措置	5	別表2-1 国土交通大臣が水防警報を発する河川	30
1. 気象予警報	5	〃 2-2 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報発表基準点（国土交通大臣が指定する水位周知河川）	30
2. 洪水予報	5	〃 2-3 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報発表基準点（知事が指定する水位周知河川）	30
3. 氾濫危険水位	6	別紙5-1 水防警報・洪水予報等FAX送付書（県）	31
4. 水防警報	6	〃 5-2 氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）発表受報様式（県）	32
5. 予報、警報等の伝達経路	7	〃 5-3 氾濫注意情報伝達様式（国）	33
第6章 水防活動の準備	8	別紙6 予報及び警報伝達系統図	34
1. 準 備	8	別紙7 水防警報発表受報様式	37
第7章 水防活動	9	〃 7-2 岐阜県記録的短時間大雨情報	38
1. 準 備	9	別紙8 水防実施報告書	39
2. 出 動	9	別紙9 水防実施結果報告書	40
3. 解 除	13	資料1 重要水防箇所 国管理区間 (木曽川上流河川事務所)	41
第8章 公用負担及び身分証票・水防標識	13	資料2 水防警報対象水位観測所横断図	45
1. 公用負担	13	資料3 墨俣町住宅、道路、堤防等の標高表	46
2. 証票及び標識	15	資料4 関係官庁・団体・その他電話番号表	47
第9章 報告及び記録	15	資料5 水 防 法	49
1. 水防記録の作成	15		
2. 水防活動実施の報告	16		
第10章 水防訓練	16		
第11章 附 則	18		

大 垣 市 水 防 計 画

第 1 章 総 則

この計画は、水防法第 33 条第 1 項の規定及び大垣市地域防災計画に基づき、管内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、管内の地域にかかる河川の洪水等による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持する目的をもって管内各河川に対する水防上必要な監視、予防、通信、輸送及び重要水閘門の操作、水防団の活動、避難の誘導、水防資器材及び施設の整備及び運用の実施についてその大綱を示したものである。

第 2 章 用 語 の 定 義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 水防管理団体 水防の責任を有する大垣市をいう。(水防法第 2 条第 2 項)
- 2 水防管理者 水防管理団体である大垣市の長をいう。(水防法第 2 条第 3 項)
- 3 水防警報 指定河川について、洪水又は高潮によって国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある又は相当な損害を生ずるおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事が水防を行う必要がある旨を警報して行う発表をいう。
(水防法第 2 条第 8 項、第 16 条)
- 4 洪水予報河川 流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、岐阜地方气象台と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。(水防法第 10 条第 2 項、第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の第 2 項及び第 3 項)
- 5 水防団待機水位 (通報水位)
量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位 (水防法第 12 条第 1 項に規定される通報水位) をいう。
水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位 (通報水位) を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
- 6 氾濫注意水位 (警戒水位)
水防団待機水位 (通報水位) を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして、知事が定める水位 (水防法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位) をいう。
水防団の出動の目安となる水位である。
- 7 避難判断水位 高齢者等避難の発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位である。
- 8 氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。避難指示の発令判断の目安となる水位である。

- 9 洪水特別警戒水位 洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。
 （水防法第13条第1項及び第2項）国土交通大臣または知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

第3章 防 御 の 区 域

大垣市の防御する区域は次のとおりとする。

1. 河川及び堤防

河川の等級	河川名	区域	延長
一級河川	牧田川	左岸 上石津町時山字登 右岸 上石津町時山字毘沙門 から上石津町広瀬橋まで	15.9 km
〃	犀 川	右岸 安八町境（墨俣町先入方）から安八町境（墨俣町下宿）まで	3.0
〃	長良川	右岸 瑞穂市境から安八町境まで	1.5

2. 水防上重要な関係を有するひ門（ひ門の所在地は「別図1」のとおり）

番号	河川名	所在地	水路名等	区分	責任者	TEL
1	犀 川	大垣市墨俣町墨俣	犀川調整	ひ門	岐阜県 犀川管理事務所	(058) 327-7821
2	〃	〃 〃 〃	犀川溢流	〃	国土交通省 木曽川上流 河川事務所	(058) 251-1325 (管理課)
3	〃	〃 〃 上宿	揖斐川以東用水 上宿用水	〃	揖斐川以東用水 土地改良区	64-3111 (代) (事務局: 安八町)
	〃	安八町森部	犀川排水	〃	岐阜県 犀川管理事務所	(058) 327-7821
	中 須 川	〃 牧	中須川排水	〃	安八町	64-3111 (代)
	牧 田 川	大垣市上石津町牧田	牧田川用水	〃	牧田川用水 土地改良区	32-1100 (代) (事務局: 養老町)

3. 区域外の防御

次の区域において欠損を生じた場合は、その地区の水防管理団体が水防の責任を負うものであるが、万一決壊の場合、当地区は直ちに損傷を被るので極力防御に努めるものとする。

河川の等級	河 川 名	堤 防 区 域	備 考
一級河川	揖 斐 川	左岸 根尾川合流点から海津市海津町油島まで	
〃	根 尾 川	左岸 本巣市山口から揖斐川合流点まで	
〃	長 良 川	右岸 安八町境から海津市海津町油島まで	
〃	犀 川	右岸 瑞穂市牛牧から大垣市墨俣町境まで	

第4章 水 防 組 織

1. 水防本部

- (1) 水防管理者は、知事から洪水警報等の通報があったとき、又は気象の状況等により、洪水等のおそれがあると認められるときに水防本部を設置するものとする。
- (2) 水防本部は大垣市役所に置く。ただし、必要に応じ現地本部を設置するものとする。
- (3) 水防体制の編成及び分担任務は「別紙1－2」のとおり。
- (4) 水防体制に勤務すべき水防要員は、水防体制の発令を知ったときは直ちに任務につくものとする。なお、動員体制については人事課にて担当する。

2. 水防施設及び資器材

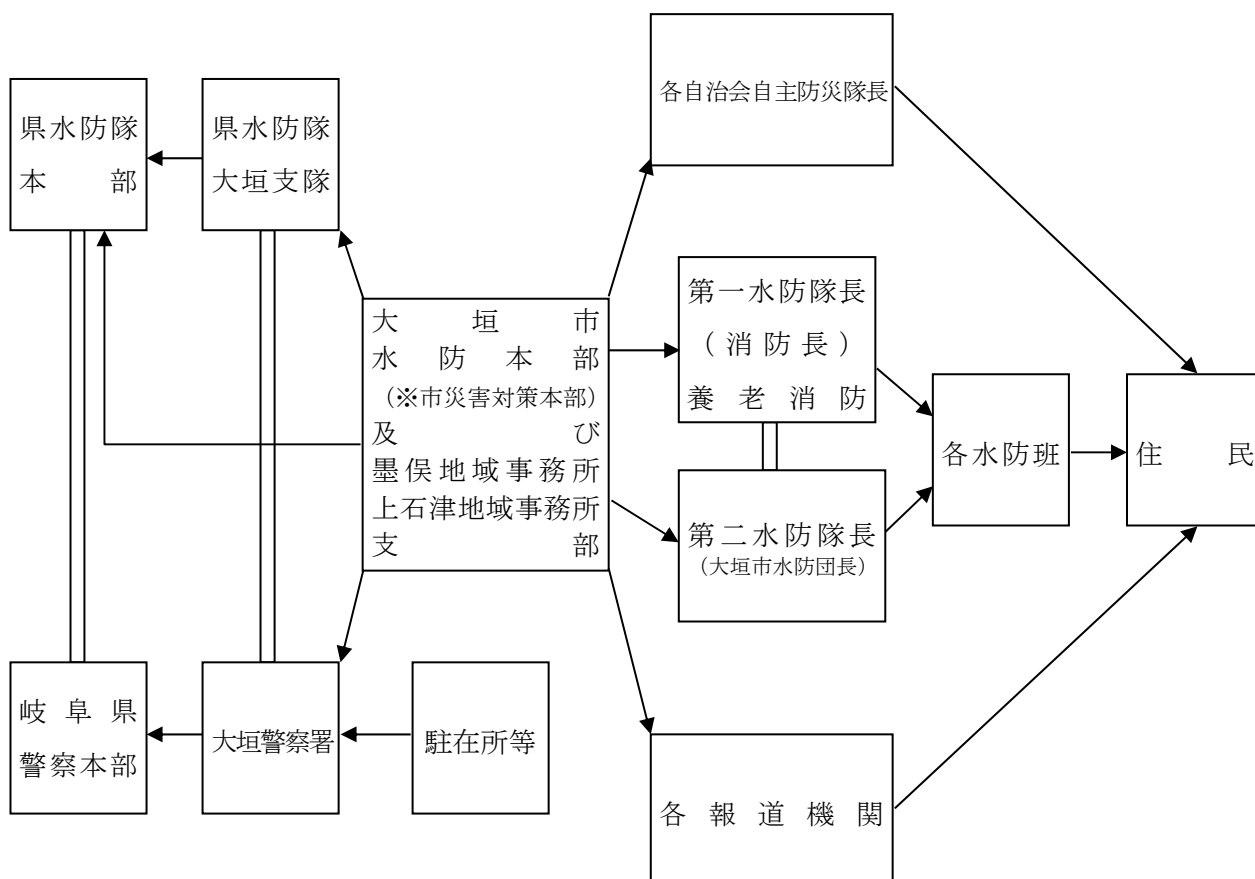
本市の所有する水防用施設及び資器材の現有量は次のとおりである。

- (1) 水防倉庫 7棟 倉庫名、所在地、面積等は「別表1－1」のとおり。
- (2) 資器材
 - (ア) 資器材 資器材は水防倉庫に保管し、その保有内訳は「別表1－1」のとおり。
なお、現地収集可能資材は「別表1－2」のとおり。
 - (イ) 土のう用土砂採場及び数量は「別表1－3」のとおり。
 - (ウ) 水防倉庫・排水機場・ひ門の配置は「別図1」及び「別図1－2」のとおり。
- (3) 排水機名称等一覧表

河川名	名 称	位 置	管理責任者	構造および貯水量
犀川及び新堀川	犀川統合排水機	瑞穂市下穂積	岐阜県 犀川管理事務所 058－327－7821	(犀川) 口径 1800mm 860kw×1 台 10.0 m ³ /S/台 (新堀川) 口径 1200mm 520kw×2 台 4.2 m ³ /S/台
犀川	新犀川排水機	安八町森部	岐阜県 犀川管理事務所 058－327－7821	口径 1700mm 250 HP 6.3 m ³ /S/台
中須川	中須川排水機	安八町牧	安八町 64－3111	口径 1350mm 430kw×2 台 5.15 m ³ /S 口径 1500mm 490kw×2 台 11.00 m ³ /S/台

3. 避難のための立ち退き

- (1) 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条に基づき、知事（又はその命を受けた県水防隊員）もしくは水防管理者は、必要と認める区域に対し、ラジオ、テレビ、水防信号その他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。ただし、水防管理者が指示する場合は、大垣警察署長にその旨を通知するものとする。
- (2) 避難のための立ち退きによる指定避難所は「別紙3」によるものとする。
- (3) 避難の指示、勧告（立ち退き準備の勧告を含む）をした場合又はその指示等を承知した場合は、その地域に居住する者及び関係する各機関に次の要領によって周知徹底を図るものとする。



※災害対策基本法第23条により、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

- (4) 避難のための誘導者は各支部職員、警察官、自主防災隊長等とする。
- (5) 避難のための経路は誘導者が臨機にこれを選択するものとする。
- (6) 高齢者等避難及び避難指示
高齢者等避難及び避難指示の実施責任者は市長とする。
(ア) 高齢者等避難…広報車、防災行政無線、市ホームページ、電子メール、自主防災隊長へ電話連絡
(イ) 避難指示…広報車、防災行政無線、市ホームページ、電子メール、自主防災隊長へ電話連絡、報道機関、ケーブルテレビ、サイレン（「別紙4」第4信号）

第5章 予報及び警報とその措置

1. 気象予警報（気象業務法第14条の2第1項）

岐阜地方気象台が気象業務法の定めるところにより、岐阜県下の水防活動の活用のために、市町村ごとに発表するもの。

次の気象注意報、警報をもって、水防活動用の予報、警報に代える。

気象予警報	水防活動用予警報	水防活動用予警報の内容
大雨注意報	水防活動用気象注意報	風雨、大雨等によって水害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。
大雨警報 大雨特別警報	〃 気象警報	暴風雨、大雨等によって重大な水害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報。
洪水注意報	〃 洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。
洪水警報	〃 洪水警報	洪水に関する警報。

2. 洪水予報（水防法第10条～13条の2、気象業務法）

木曽川上流河川事務所と岐阜地方気象台が共同して、水防法第10条第2項により指定された河川（木曽川、揖斐川、長良川）について洪水のおそれがあると認めるとき、降雨及び水位の状況を一般の方に周知するために、それぞれの河川名をつけて発表するもの。

(1) 洪水予報の種類と基準

種類	基準	洪水予報の標題	発表する時期
洪水警報	破堤、氾濫等により重大な災害を生じるおそれがあるとき。	氾濫発生情報（レベル5）	堤防から越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき。
		氾濫危険情報（レベル4）	氾濫危険水位に到達したとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
		氾濫警戒情報（レベル3）	基準地点の水位が氾濫危険水位を超えるおそれがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお上昇が見込まれるとき。
洪水注意報	基準地点の水位流量が氾濫注意水位流量を突破するおそれがあるとき。 氾濫注意水位流量を超え注意を要するとき。	氾濫注意情報（レベル2）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位が上昇すると見込まれるとき。
		（発表しない） （レベル1）	水防団待機水位（通報水位）に到達したとき。
解除	洪水注意報の必要がなくなったと認められるとき。	氾濫注意情報解除	氾濫注意情報の必要がなくなったと認められるとき。

洪水予報発表基準地点

河川名	観測所名	地先名	位置	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	計画高水位	解除
長良川	墨俣	大垣市墨俣町	Km 右岸 39.4	m 2.50	m 4.00	m 5.00	m 7.20	m 7.70	m 7.94	(注)

(注) 氾濫注意情報の必要がなくなったと認められるとき

3. 氾濫危険水位

(1) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の内容

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫がおこるおそれのある水位。

(2) 措 置

知事は、水防法第13条第2項により氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定めた河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに水防管理者及びその関係者に通知する。

(3) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報発表基準地点（知事が指定する水位（情報）周知河川）

河川名	区 域	延 長	対 象 水 位 観 測 所					
			名 称	位 置	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
牧 田 川	大垣市上石津町一之瀬橋から大垣市上石津町広瀬橋まで	km 3.5	広瀬橋	大垣市 上石津町山村	m 1.20	m 2.40	m 2.70	m 3.50

(4) 伝達系統

伝 達 系 統 の 流 れ			→	→	
指定河川	観測地点		発令者	県水防隊本部	関係水防管理団体及び管轄水防支隊
牧 田 川	広瀬橋	大垣市 上石津町山村	大垣土木事務所長	河 川 班 ↓ 防 災 課	大垣市
					大垣支隊

（注）県知事からの各関係機関への伝達様式は「別紙5－1」、「別紙5－2」のとおり。

4. 水防警報（水防法第2条、第16条）

(1) 水防警報とその措置

木曽川、揖斐川、牧田川、杭瀬川等「別表2－1」の指定河川について、水防団の作業の目安となる待機や出動等の情報を水防管理団体へ提供するために、国土交通省（木曽川上流河川事務所）又は岐阜県（県水防本部長）が「水防警報（出動、情報、解除）」を発表する。

前記河川以外の河川のうち知事の指定するものについて洪水により相当な損害が生じるおそれがあると認められたときは、知事は適宜水防警報を行うものとする。この場合は直ちにその警報事項を水防管理者に通知する。

(2) 国土交通大臣が発表する水防警報の段階、発令基準及び内容

段階	種 類	発 表 基 準	内 容
第 1 段階	準 備	対象水位観測所の水位が警戒水位に達し、出水判断の参考となる機関における状況から、なお、水位上昇の恐れがあるとき。	水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備、幹部の出動等を通知するもの。
第 2 段階	出 動	水位状況等から水防活動の必要が予想され、出動を要すると認めるとき。	水防団員等の出動を通知するもの。
第 3 段階	解 除	水防活動の終了を通知するもの。水防警報の発令を継続する特段の事由がある場合を除き、氾濫注意水位（警戒水位）を下回った後、1～2時間程度経過し、状況を最終的に見極めた時点とすることを目安とする。	水防活動の終了を通知するもの。
適 宜	情 報	適 宜	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。

（注）関係各河川の水防警報発表基準地点及び基準水位は「別表 2－2」のとおり。

(3) 知事が発表する水防警報の段階、基準及び内容

種 類	発 表 基 準	内 容
準 備	対象水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、出水判断の参考となる機関における状況等から、なお水位上昇の恐れがあるとき。	水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備、幹部の出動等を通知するもの。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。水防警報の発令を継続する特段の事由がある場合を除き、氾濫注意水位（警戒水位）を下回った後、1～2時間程度経過し、状況を最終的に見極めた時点とすることを目安とする。	水防活動の終了を通知するもの。
情 報	適 宜	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。

（注）関係各河川の水防警報発表基準地点及び基準水位は「別表 2－3」のとおり。

5. 予報、警報等の伝達経路

(1) 予報、警報、情報等の伝達経路は「別紙 1」「別紙 6」のとおり。

(2) 水防管理者は注意報、警報、待避命令の受信、発信、伝達簿を備え置き、これらの伝達に万全を期するものとする。

伝達簿の様式は「別紙 7」「別紙 7－2」のとおり。

第6章 水防活動の準備

1. 準備

- (1) 水防管理者は、予報、警報によく注意し、水防体制の必要を認めたときは、必要の程度に応じ次の警戒体制により「水防準備」の体制に入るよう指令する。警戒体制の段階は次のとおりとし、必要に応じ適時他の水防体制に切り替えるものとする。各段階での動員体制は「別紙１－２」によるものとする。水防管理者は、「水防準備」を指令したときには、水防本部長に切り替わったものとする。
 - (ア) 第一警戒体制
 - ①次の警報のうち、いずれかが大垣市に発表されたとき
大雨警報、洪水警報、暴風警報
 - ②大垣市の河川が、氾濫危険水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき
 - ③大垣市及び大垣市周辺で、局地的集中豪雨が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 - ④その他市長がこの体制を命じたとき
 - (イ) 第二警戒体制
 - ①大垣市の河川が、避難判断水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき
 - ②大垣市に大雨警報（土砂災害）が発表されたとき
 - ③高齢者等避難を発令する必要性が高いとき
 - ④その他市長がこの体制を命じたとき
- (2) 「水防準備」の指令を受けた「別紙１－２」の企画部長、技術部長並びに水防隊長（以下「水防管理部隊長」という。）は、ただちに所属職員・隊員の外出を禁止する措置により水防準備の体制を整え、以後水防本部長の指揮下に属す。
- (3) 情報班長（管理課長）、支部長（各地域事務所 地域政策課長）、水閘門班長（農林課長）は、「水防準備」の指令を受けたときには、各自主防災隊員、水閘門責任者にそれぞれ外出禁止の措置をとるものとする。
- (4) 各自治会自主防災隊員は、出水期（５月～１０月）の間は常に気象に注意し、自ら待機の状態に努めるものとする。
- (5) 第二水防隊長（大垣市水防団長）は、水防団の連絡員を各地域事務所に詰めさせ、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。
- (6) 河川堤防際の各自主防災隊（各自治会）は、その地先の河川堤防等の巡視、警戒に努め、水防上危険であると認められる所を発見したときは、直ちに水防本部または大垣市上石津地域事務所支部、大垣市墨俣地域事務所支部に連絡しなければならない。
- (7) 水防状況が悪化し、災害対策基本法第２３条により災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

第7章 水 防 活 動

1. 準 備（第1段階）

- (1) 水防本部長は、水防警報により準備の警報を受けるか、もしくは待機の必要を認めたときは水防管理部隊長に「水防待機」の体制に入るよう指令する。
- (2) 水防管理部隊長は「水防待機」の指令を受けたときには、各段階の警戒体制に基づき所管の班長、支部長、水防班長に「水防待機」の体制に入るよう指令し人を整えるものとする。
- (3) 情報班長（管理課長）及び支部長（各地域事務所 地域政策課長）は「水防待機」の指令を受けたときは、(2)のほかに各自主防災隊員及び上石津水防監視員に堤防の監視にあたるよう要請するものとする。
- (4) 水閘門班長（農林課長）及び支部長（各地域事務所 地域政策課長）は「水防待機」の指令を受けたときは、(2)のほかに水閘門の責任者に水閘門の開扉の警戒にあたるよう要請するものとする。
- (5) 各自主防災隊員及び上石津水防監視員が(3)の指令を受けたときは、担当区域の監視、警戒をするとともに次の事項について支部長に報告するものとする。
 - (ア) 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき
 - (イ) 危険箇所を発見したときは、時刻、場所、状況、その他について
 - (ウ) その他人命、財産及び水災により被害を被るおそれがあることを発見したとき及び適時水位の観測について
 - (エ) 河川の水位が氾濫注意水位以下に戻ったとき
 - (オ) その他「大垣市上石津水防監視員服務要領」によるものとする。
- (6) 水門、閘門等の責任者が(4)の要請を受けたときは、門扉の開閉、その他の操作点検をするとともに以後増水に際しては警戒を厳にし故障、事故、その他危険を生じたときは直ちに水閘門班長（農林課長）又は支部長（各地域事務所 地域政策課長）に急報し、その指示を受けるものとする。
- (7) 水防団各班は、所定の詰所に集合し、資器材の整備点検及び配備計画に当たり、水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、出動態勢を整える。

2. 出 動（第2段階）

- (1) 水防本部長は、水防警報により出動の警報を受けたとき、もしくは気象予報、洪水予報等により出動の必要を認めたときには、水防要員の派遣、資材の輸送、その他機に応じた措置をなすものとする。
- (2) 水防管理部隊長は、水防本部長の統率のもとに所管の班、支部、水防班を指揮監督し水防活動に専念するものとする。

水防本部長、参与、各管理部隊等の水防事務は次のとおり。

(3) 水防本部長の任務

(ア) 作業要員の欠乏をきたしたときは第1段階として一般市民の出動を要請し、なお不足の場合は他の水防管理団体への応援要請及び県水防本部長に対し自衛隊の出動要請を依頼するものとする。

(イ) 水防資器材の欠乏をきたしたときは県水防隊大垣支隊（大垣土木事務所）、県水防隊本部（河川課）へ援助を要請するものとする。

その他資器材要員等はそれぞれ各関係者（知事、岐阜県西濃県事務所長、警察署長等）に要請するものとする。

(ウ) 他の水防管理団体又は水防関係者から水防資器材、要員等の援助を求められたときは事情の許す限りこれに応ずるものとする。

(エ) 知事又はその命を受けた県職員から一部区域の立ち退きを命ぜられるか、又は洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは、警察署長と協議の上必要と認める区域に対し「別紙4」の第4信号、その他の方法により立ち退き又はその準備を指示するものとする。

(オ) 水防本部長は水防法第25条及び第26条の規定に基づき、堤防、その他の施設が決壊したときは直ちにその旨を県水防隊大垣支隊長（大垣土木事務所長）、岐阜県西濃県事務所長及び氾濫する方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

(カ) その他重大であるか又は必要と認められる事件については、その都度関係者に通報するものとする。

(4) 参 与

(ア) 水防目的遂行のため水防本部長の協議に参加するものとする。

(5) 企画部の任務

1) 企画部長

人事班、秘書広報班の所管事務を整理、指揮監督する。

2) 人事班長（人事課長）

(ア) 企画部内の連絡調整に関すること。

(イ) 災害業務関係職員の動員、従事派遣等に関すること。

(ウ) 災害業務に従事した者に係る損害補償に関すること。

(エ) 警戒体制時等、災害関係従事職員の炊出しに関すること。

(オ) 気象情報の伝達に関すること。

3) 秘書広報班長（秘書広報課長）

(ア) 災害関係の広報に関すること。

(イ) 被災者等の苦情要請の受付及び処理に関すること。

(ウ) その他、他の部に属しないこと。

(6) 技術部の任務

1) 技術部長（総務部長、生活環境部長、建設部長、都市計画部長）

危機管理班、情報班、技術班、資材班、輸送班、水閘門班及び各支部の所管事務を整理、指揮監督する。

2) 危機管理班長（危機管理室長）

（ア）防災全般にわたる調査、まとめ及び外部機関に対する報告並びに発表等に関すること。

3) 情報班長（管理課長）

（ア）気象情報等（台風等の現在地（又は移動）の把握、水位、雨量、通報、警報、命令など）に関する記録

（イ）現場からの報告及び連絡

（ウ）水防に関する活動、措置、結果等に関する記録

（エ）その他緊急連絡に関すること。

4) 技術班長（治水課長）

（ア）水害現場に急行し、水防作業の技術指導、指揮監督をする。

（イ）水防活動に必要な資器材を最寄りの水防倉庫で確保し、不足分については資材班に連絡し調達する。

（ウ）水防技術において重大であるか又は作業が難行し、危険差し迫る恐れのあるときは直ちに技術部長に協議をし、その指示を受ける。

（エ）水閘門の管理、運営、操作に関すること。

（オ）水防終結したときは遅滞なく「別紙8」の様式により水防実施結果を技術部長に報告し、技術部長は報告書をまとめ水防管理者へ報告する。

5) 資材班長（都市計画課長）

（ア）水防資器材の受渡し、収集、確保に関すること。

（イ）輸送班長と緊密な連絡を保ち、積み降ろし及び運搬を円滑にすること。

（ウ）水防資器材の調査、整理及び記録に関すること。

6) 輸送班長（契約管財課長）

（ア）水防資器材及び労力等の現場等への運搬、引揚げ等輸送に関すること。

（イ）輸送にかかる車両の確保及び配車に関すること。

（ウ）水防現場との連絡その他輸送に関すること。

7) 水閘門班長（農林課長）

（ア）排水機場以外の水閘門、ひ門の管理運営並びに操作に関すること。

（イ）現場からの報告、伺い、要請等について現場調査等を行い万全を期する。

(7) 支部長（各地域事務所 地域政策課長）の任務

支部長は技術部長の指揮下に属しその任務は次のとおり。

- (ア) 各自主防災隊員及び水閘門責任者から報告を受けたときはその旨を技術部長へ報告し、その指示に従って現場の処理にあたる。但し事件軽微にして自己の判断により処理し得るものはこれを了し、その結果を報告するものとする。
- (イ) 水防作業の実施を必要とするときは技術部長に報告し、技術班員等水防要員の派遣を要請するものとする。
- (ウ) 水防要員派遣の要請により技術班、水防班等が到着したときは一致協力して水防に従事する。
- (エ) 水防又は水災により死傷その他救助を要するときは応急の措置をとるとともに技術部長に報告しその指示に従う。
- (オ) 水防のため炊出し、その他必要な事件が起きたときは技術部長と緊密な連絡をとり善処するものとする。
- (カ) 市民の立ち退き又は避難の指示を受けたときは「別紙3」の指定避難所へ市民を避難させる。
- (キ) 水防のため他の班が管内の水防倉庫から資材の搬出をなすことがあってもこれを拒む事は出来ない。
- (ク) その他絶えず縦横の連絡を密にし、水防に万全を期するものとする。

(8) 水防隊の任務

- (ア) 水防隊長は水防本部長から出動を命ぜられたときには、所管する水防班長（各分団長）及び各自治会自主防災隊長に出動を命じ、所管事務を整備、指揮監督する。
- (イ) 水防隊長から出動の命令を受けた水防班長は、直ちに予め計画しておいた計画に基づき水防班員に出動を命じ、自ら現場作業の指揮監督をするものとする。なお、分担水防区域は「別紙2」によるものとする。
- (ウ) 水防隊長から出動の命令を受けた水防班は直ちに現場に急行し、技術班員等と協議の上水防作業に従事し、作業終了又は交代を命ぜられたときは直ちに待機の場所に引揚げその結果を報告するものとする。
- (エ) 水防隊長は現場水防班からの報告、要請、協議、その他の連絡を受けたときは適宜緊急の措置をするとともに重大なる事件については水防本部長に報告し、自ら現場作業の指揮監督をするものとする。
- (オ) 水防隊長は所管する水防班長との連絡を密にし絶えず出動可能要員を掌握し、水防要員に欠乏をきたし、増援が必要となったときは水防本部長に要請するものとする。
- (カ) 第二水防隊長は水防終結したときは遅滞なく「別紙9」の様式により班員の出動状況等の水防実施の結果を水防管理者へ報告するものとする。

(9) 自治会自主防災隊長の任務

(ア) 自衛水防に努めるとともに、水防本部長又はその命を受けた職員から外圍河川等の水防活動を要請されたときは、労力を集結して作業に従事するものとする。

(イ) 水防従事者のための炊出しほか水防活動に関する事項については器具、材料等を動員して協力するものとする。

(ウ) 洪水等により水防本部長から避難又はその準備を指示されたときは、住民の安全な避難に努めるものとする。

(10) 現地本部の任務

1) 現地本部長

現地本部長は、水防本部長の特命事項を処理し、現地における水防関係及び応援機関との連絡調整にあたる。現地本部長は、その都度水防本部長が任命する。

2) 現地本部員

現地本部員は、現地本部長を補佐し、現地における水防対策の推進にあたる。現地本部員は現地本部長の要請によりその都度、関係班の長が所属の職員から指名し派遣する。

3. 解除（第3段階）

(1) 水防本部長は、水防解除の通知を受けるか又は管内の各河川の水位がそれぞれ氾濫注意水位以下に戻り、水防体制を解除しても差しつかえないと認められたときは「水防体制解除」を通知する。

(2) 水防管理部隊長は、「水防体制解除」の通知により人員の確認、資器材等の整頓、点検及び後始末をなし水防前の状態に復し、異状の有無を水防本部長に報告し、水防体制を解除するものとする。

(3) 水防本部長は水防管理部隊長の報告に基づき県水防隊大垣支隊長（大垣土木事務所長）及び関係者に結果の概略を通報し、水防体制を解くものとする。

第8章 公用負担及び身分証票・水防標識

1. 公用負担

水防のため緊急に必要があるときに限り、水防管理者又はその権限を委任された者は水防法第28条の規定に基づき必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用もしくは収用し、車両その他の運搬具もしくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

(1) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、次に示す証明書を携行し必要がある場合はこれを提示しなければならない。

公用負担権限証明書	第	号
身 分		
氏 名		
水 防 管 理 者		
右の者は 水 防 団 長 氏 名 の命に基づき〇〇の区域における水防法第 2 8 条第 1 項の 消防機関の長		
権限を行使するものであることを証明する。		
年	月	日
水防管理者		氏 名 ㊞
〔 又は水防団長 〕 消防機関の長		

(2) 公用負担の証票

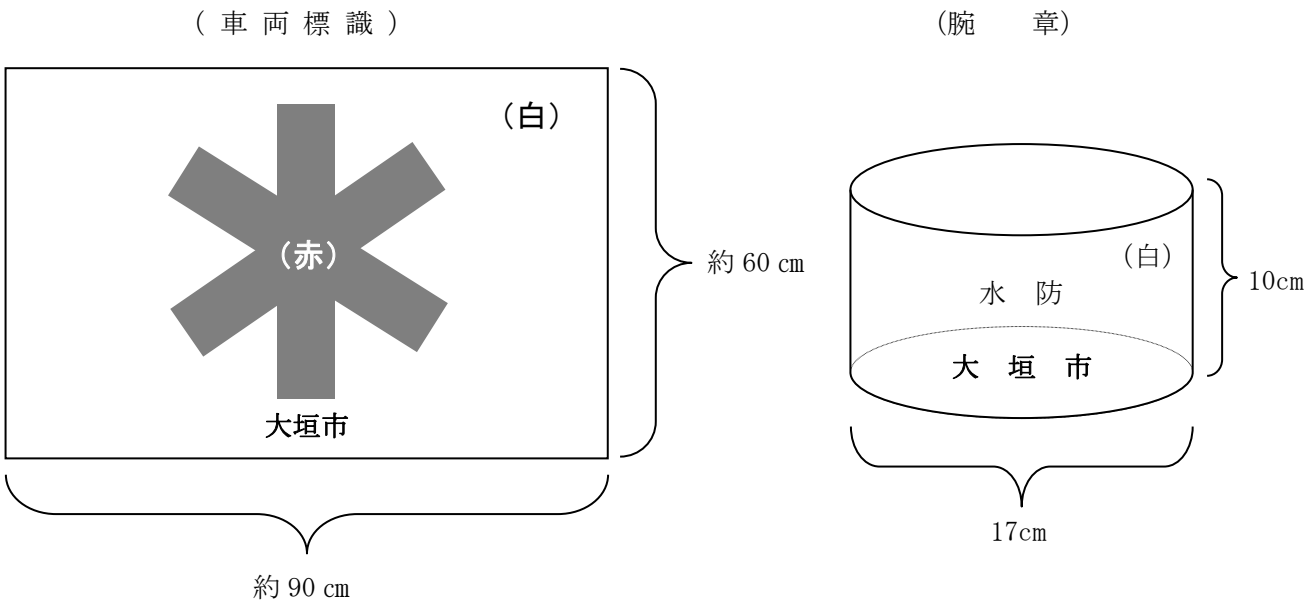
水防法第 2 8 条の規定により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を 2 通作成してその 1 通を目的物所有者管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

〇 〇 〇 の 証				
負 担 者				
住 所				
氏 名				
物 件	数 量	負担内容（使用 収用、処分等）	期 間	摘 要
年 月 日				
命 令 者		氏 名	㊞	

2. 証票及び標識

(1) 水防標識

水防法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



(2) 身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するために必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表)

第 号	身分証票
住 所	
氏 名	
職 名	
上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができるものであることを証する。	
年 月 日	
大垣市	
大垣市長 氏 名	印

(裏)

- (1) 本証は水防法第49条第2項による立入証である。
- (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- (3) 記名以外の者の使用を禁ず。
- (4) 本性の身分を失ったときは速やかに返還すること。

第9章 報 告 及 び 記 録

1. 水防記録の作成

水防管理者は、水防が終結したときは遅滞なく次の事項をとりまとめた水防記録を作成し、これを保管するものとする。

- (1) 天候の状況及び警戒中の水位観測表
- (2) 警戒出動及び解除命令の時刻

- (3) 水防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び人員
- (4) 水防作業の状況
- (5) 堤防その他の施設等の異状の有無及びこれに対する処置とその効果
- (6) 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (7) 水防法第28条による収用又は使用の器具、資材の種類及び数量並びに使用場所
- (8) 障害物を処分したときは、その数量及び理由並びに除去の場所
- (9) 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者の住所氏名とその事由
- (10) 応援の状況
- (11) 居住者の出動の状況
- (12) 警察の援助状況
- (13) 現場指揮者氏名
- (14) 立ち退きの状況及びそれを指示した事由
- (15) 水防関係者の死傷
- (16) 功労者及びその功績
- (17) 事後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- (18) 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及びその損傷状況
- (19) その他必要な事項

2. 水防活動実施の報告

- (1) 水防管理者は、水防活動を実施したときには、水防活動実施報告書（第1号様式）を作成するものとする。
- (2) 水防管理者は、作成した報告書を次の調査対象期間ごとに、その期間終了後4日以内に大垣土木事務所長あてに2部提出するものとする。

調査対象期間	①	1月1日	～	5月末日
	②	6月1日	～	7月〃
	③	8月1日	～	9月〃
	④	10月1日	～	12月〃

ただし、当該期間内において水防活動を行わなかった場合は、報告の必要はない。

第10章 水 防 訓 練

- 1. 水防訓練は、本章に定めるところにより実施するものとする。

水防団の水防技術の向上、地域住民の水防意識の高揚を目的とした水防演習を毎年5月～6月中旬に実施するものとする。

水 防 活 動 実 施 報 告 書

水防管理団体等名 _____

〔 自 年 月 〕
〔 至 年 月 〕

作成責任者 _____

区 分	水防活動	使用資材費		
	活動延人員	主要資材	その他資材	計
前 回 迄	人	円	円	円
月 分				
月 分				
月 分				
小 計				
累 計				

注1.「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。

2.「月分」欄は、当該機関の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。

3.「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。

4.「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

(水防責任及び義務)

1. 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任がある。(水防法第 3 条)

2. 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保する責任を有する。(水防法第 3 条の 6)

3. 気象庁長官（名古屋地方気象台、岐阜地方気象台をいう）の責任

気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣（中部地方整備局長）及び岐阜県知事に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(水防法第 10 条第 1 項)

4. 国土交通大臣の責任

(1) 木曽川、揖斐川及び長良川に洪水のおそれがあると認められるときは、名古屋地方気象台及び岐阜地方気象台と共同してその状況を水位又は流量を示して、当該河川の状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(水防法第 10 条第 2 項)

(2) 牧田川及び杭瀬川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(水防法第 13 条第 1 項)

(3) 揖斐川、牧田川、杭瀬川及び長良川について洪水により損害を生ずるおそれがあると認められるときは、水防警報を発しなければならない。(水防法第 16 条第 1 項)

5. 知事の責任

(1) 洪水予報の通知を受けた場合、水防管理者に通知しなければならない。(水防法第 10 条第 3 項)

(2) 指定した河川について洪水のおそれがあると認められるときは、岐阜地方気象台と共同して、その状況を水位又は流量を示して、水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。(水防法第 11 条第 1 項)

(3) 牧田川及び杭瀬川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達した通知を受けた場合、水防管理者に通知しなければならない。(水防法第 13 条第 3 項)

(4) 犀川、牧田川、杭瀬川、相川、泥川及び大谷川（「水位（情報）周知河川」という。）について氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(水防法第 13 条第 2 項)

(5) 指定した河川について河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定したときは、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表し、大垣市長に通知しなければならない。(水防法第14条第3項)

(6) 指定した河川について、水防警報を発表しなければならない。(水防法第16条第1項)

(7) 国土交通大臣の発した水防警報を受けたとき、又は前項の水防警報を発したときは、関係水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。(水防法第16条第3項)

(8) 水防の信号を定めなければならない。(水防法第20条)

6. 放送局、西日本電信電話株式会社、その他通信、報道機関の責任

水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。(水防法第27条、電気通信事業法第8条)

7. 住民の義務

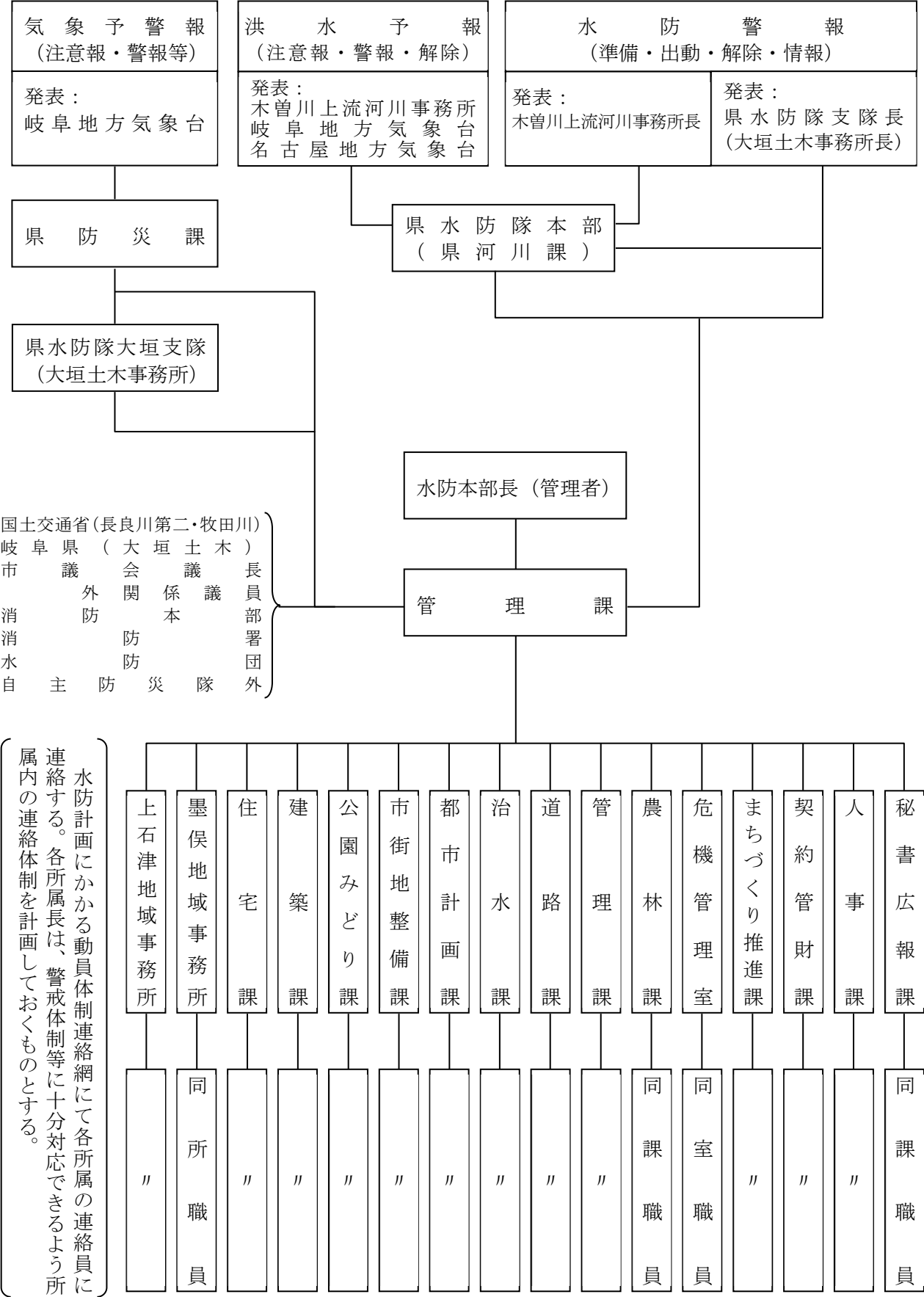
水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。(水防法第24条)

(安全配慮)

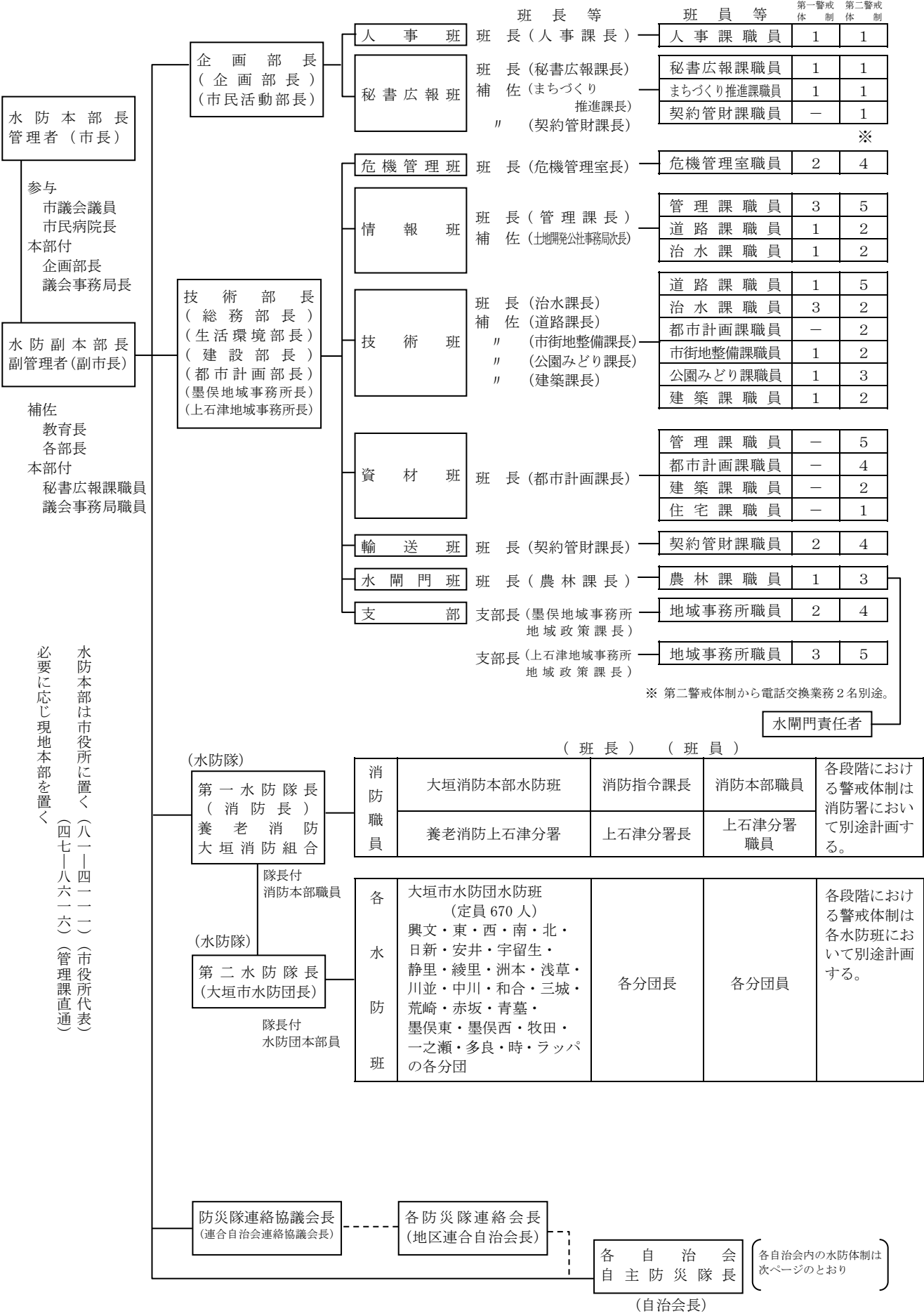
水災に際し、水防活動に従事する水防団員は、自己の安全の確保に十分留意するものとする。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・指揮者は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するために、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

水防活動連絡系統図

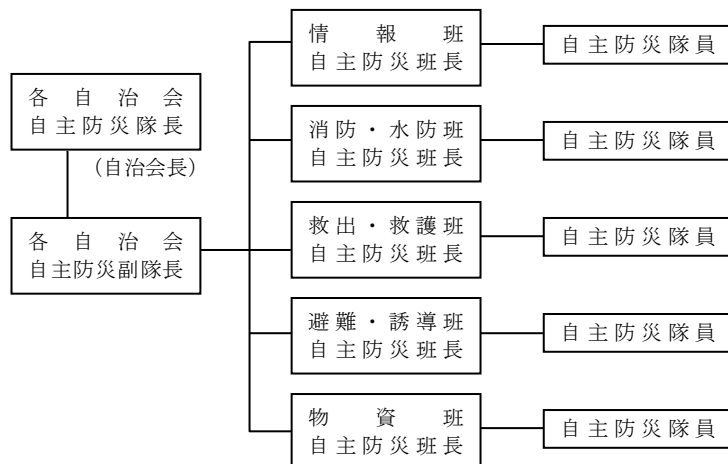


水 防 体 制 編 成 表



担 当	職 務 内 容
人 事 班	企画部内の連絡調整に関する事。 災害業務関連関係職員の動員・従事派遣等に関する事。
秘 書 広 報 班	災害関係の広報に関する事。 被災者の苦情・要請の受付及び処理に関する事。 電話交換業務に関する事。
危 機 管 理 班	防災全般にわたる調査・まとめ及び外部機関等に対する報告並びに発表等に関する事。 報告並びに発表等に関する事。
情 報 班	予報の聴取・危険箇所の報告、資器材及び労力その他要請事項の収集等水防活動及び記録に関する事。 現場及び官公署等との連絡に関する事。 水位・雨量の調査・記録に関する事。 無線の操作及び運営に関する事。 予算・経理に関する事。
技 術 班	水害現場の技術指導及び監督に関する事。 水害現場の資器材の確保及び水防本部との連絡並びに報告に関する事。 排水機場・同水閘門の管理責任者との連絡・調整に関する事。
資 材 班	水防資器材の受渡しに関する事。 水防資器材の収集・確保に関する事。 水防資器材の積み降ろし及び運搬に関する事。 水防資器材の調査・整理・記録に関する事。
輸 送 班	水防資器材及び労力等の輸送に関する事。 車両の確保及び配車に関する事。 水防現場との連絡その他輸送に関する事。
水 閘 門 班	排水機場以外の水閘門・ひ門の管理・運営・操作並びに管理責任者との連絡・調整に関する事。
支 部	管内の警戒に関する事。 水位及び浸水等の報告に関する事。 被害の報告に関する事。 初期水防の資材確保に関する事。 労力及び資器材の地元協力に関する事。 管内各自治会自主防災隊との連絡・調整に関する事。 その他適時状況等の報告に関する事。
水 防 隊	堤防監視及び水防危険箇所の警戒に関する事。 水防作業に関する事。

(各自治会自主防災隊水防体制)



水防団・水防監視員分担水防区域・人員等

令和 6 年 4 月 1 日現在

	墨俣地域		上石津地域			
水 防 団	墨俣西分団	墨俣東分団	牧田分団	一之瀬分団	多良分団	時分団
	24名	23名	31名	14名	22名	19名
水防監視員	—		40名			
分担水防区域	池西、長池、八幡町、西北町、西南町、栄町、豊臣町、旭町、二ツ木、沼田、さい川	本町、中町、東殿町、西殿町、堤町、寺町、下町椿町、上宿、下宿、下宿新町	牧田（平井、門前、烏頭坂、一色、上野、東山田、二又、山村、萩原、和田、乙坂）	一之瀬（川西、殿垣外、川東）	多良（下多良、上鍛冶屋、谷畑、奥、祢宜上、宮、上原、松之木、馬瀬、岩須、井之内、南部、堂ノ上、檜原、前ヶ瀬、西山）	時（下、長屋、山上、久保、湯谷、打上、堂之上、上、細野、時山）
河川等の受け持ち 巡視、警戒区域	犀川制水樋門より西へ先入方地先間での犀川堤防約1500mの区域	一夜城址東より安八町境までの長良川・新犀川堤防約2500mの区域	牧田川（牧田地内） 今須川 藤古川	牧田川（一之瀬地内）	牧田川（多良地内）	牧田川（時地内） 赤尾川 東谷川

大垣市上石津水防監視員服務要領

- 台風等の豪雨により大雨警報・土砂災害警戒情報等の情報把握にラジオ、テレビ等を通じて努め、大雨警報、土砂災害警戒情報等が発表されると予想されるときは、できるだけ外出を控え、やむをえず外出する場合は水防監視員の代人を依頼しておくこと。
- 大雨警報、土砂災害警戒情報等が発表されたときは、担当地区における巡視区域・土砂災害警戒区域等の警戒に当たること。
- 巡視中に堤防損壊、土手陥没、土石流、がけ崩れなど危険箇所を発見したときは、次の処置を行うこと。
 - 水防本部又は上石津地域事務所へ連絡すること。
電話まで距離が遠く連絡に行けないときは、近くの住民に依頼する等考慮すること。
 - 水防本部又は上石津地域事務所の係員が現場に到着したときは、状況を詳細に報告し、その指示を受けること。
- 堤防損壊、土手陥没、土石流、がけ崩れなどの災害が発生したときは、報告書を提出すること。
- 出水期以外でも河川内への倒木、砂防えん堤の土砂の堆積状況などで水防上被害が発生すると認められたときは、速やかに上石津地域事務所へ連絡及び報告を行うこと。また、市が指定する日までに河川内への倒木等の異常の有無について連絡及び報告を行うこと。
- 巡視の際は、安全に留意すること。
(身の危険を感じたら速やかに退避するよう心掛けること。)

別表 1－1

水 防 倉 庫 一 覧 表

番号	1	2	3	4	5	6	合計
倉庫名	第 2 水防 倉庫	第 3 水防 倉庫	第 1 防災 倉庫	第 2 防災 倉庫	第 3 防災 倉庫	第 4 防災 倉庫	6 か所
所在地	寺町地先 新犀川堤	下宿地先 新犀川堤	上石津町 牧田	上石津町 一之瀬	上石津町 宮	上石津町 下山	
対象河川	長良川 新犀川	長良川 新犀川	牧田川 今須川 藤古川	牧田川	牧田川	牧田川 赤尾川 東谷川	
管理責任者	墨俣地域 事務所	墨俣地域 事務所	牧田分団	一之瀬分団	多良分団	時分団	
備 蓄 資 器 材	杭	120	550				670
	土のう袋	300	2,000	200	200	1,900	4,900
	ビニール袋	3,000					3,000
	はしご	1					1
	タコ	12	12	1	1	1	28
	カケヤ	7	5	5	6	14	47
	スコップ	24	50	15	16	25	155
	大ハンマー	2	6		1		10
	縄	70	11				81
	針金	1	1				2
備考	1. 資器材の点検更新は毎年出水期前に行う。 2. 水防に使用した場合は数量を確認補填する。						

県犀川管理事務所隣接の岐阜県水防倉庫緊急使用については、岐阜県河川課に要請する。

別表 1－2

現地収集可能資材総括表

資器材	収集先	数量
杭	市内木材店	若干
土のう袋、カマス	市内建築等資材店	〃
ムシロ、縄等	同上	〃
ハンマー、ペンチ、スコップ、鋸等	市内金物雑貨店	〃
備考	資材、器具等の大手メーカー、卸商店等の購入先名、電話番号、可能品目、数量等の一覧表を作成しておくものとする。	

別表 1－3

土のう用土砂採場及び数量

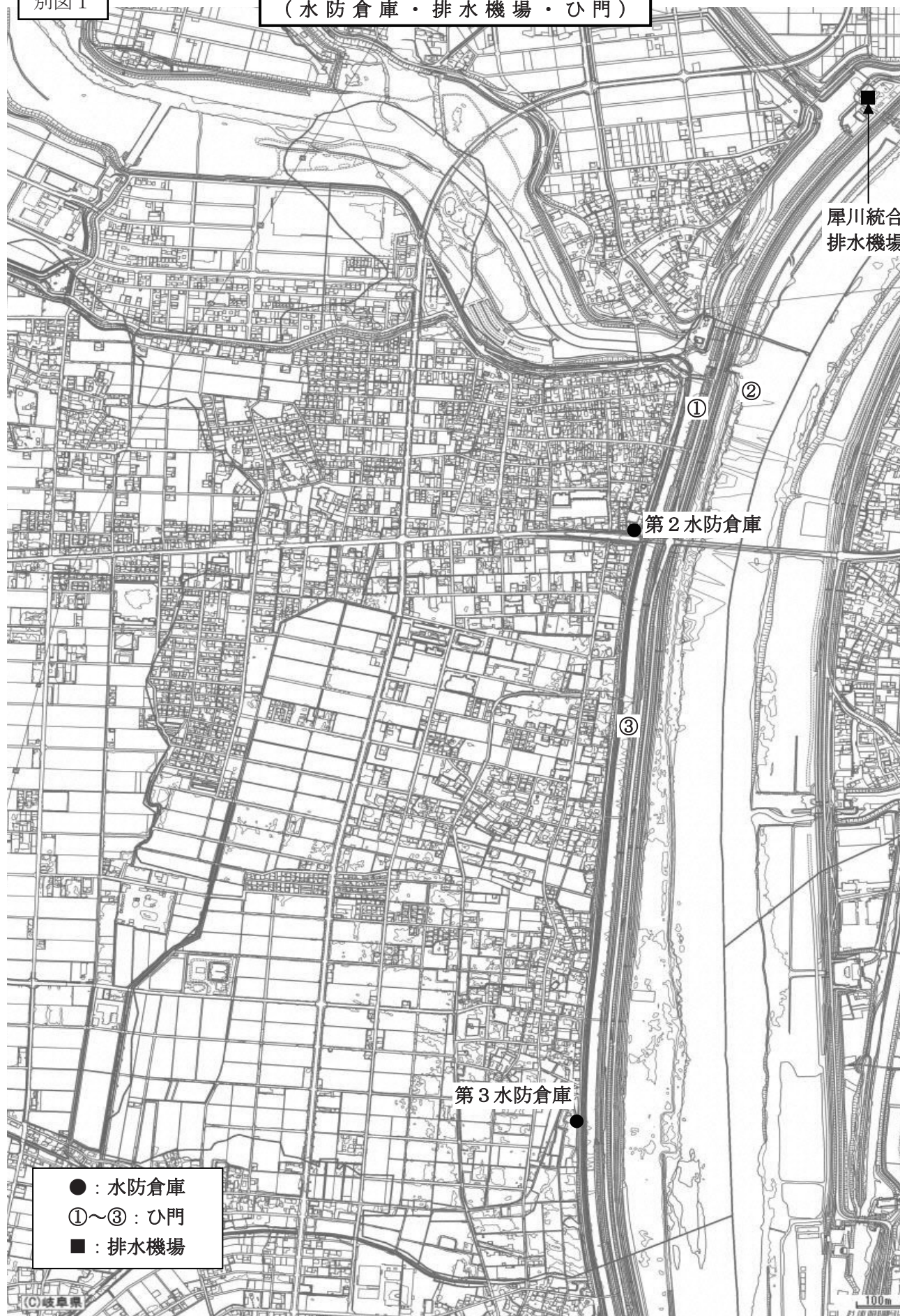
場所	土量 (m ³)
墨俣小学校	2
墨俣西公園	1
墨俣中央公園	1
下宿新町遊園地	1
椿町公営住宅	1
さくら会館東	2
上石津町第 1 防災倉庫	2
〃 第 2 〃	2
〃 第 3 〃	2
〃 第 4 〃	2
合計	16

水 防 倉 庫 管 理 責 任 者 服 務 要 領

1. 倉庫の保全及び管理に努めること。
2. 破損箇所を発見したときは、墨俣地域事務所、上石津地域事務所又は管理課へ連絡し、修繕を求めること。
3. 水防資器材の在庫数量を把握すること。
4. 台風その他の災害のため水防を行うときは、開扉して作業に支障をきたさないよう努めること。
5. 水防作業が終了したときは、在庫数量を報告すること。
6. その他倉庫の出入口附近の除草を行い、水防活動に備えること。

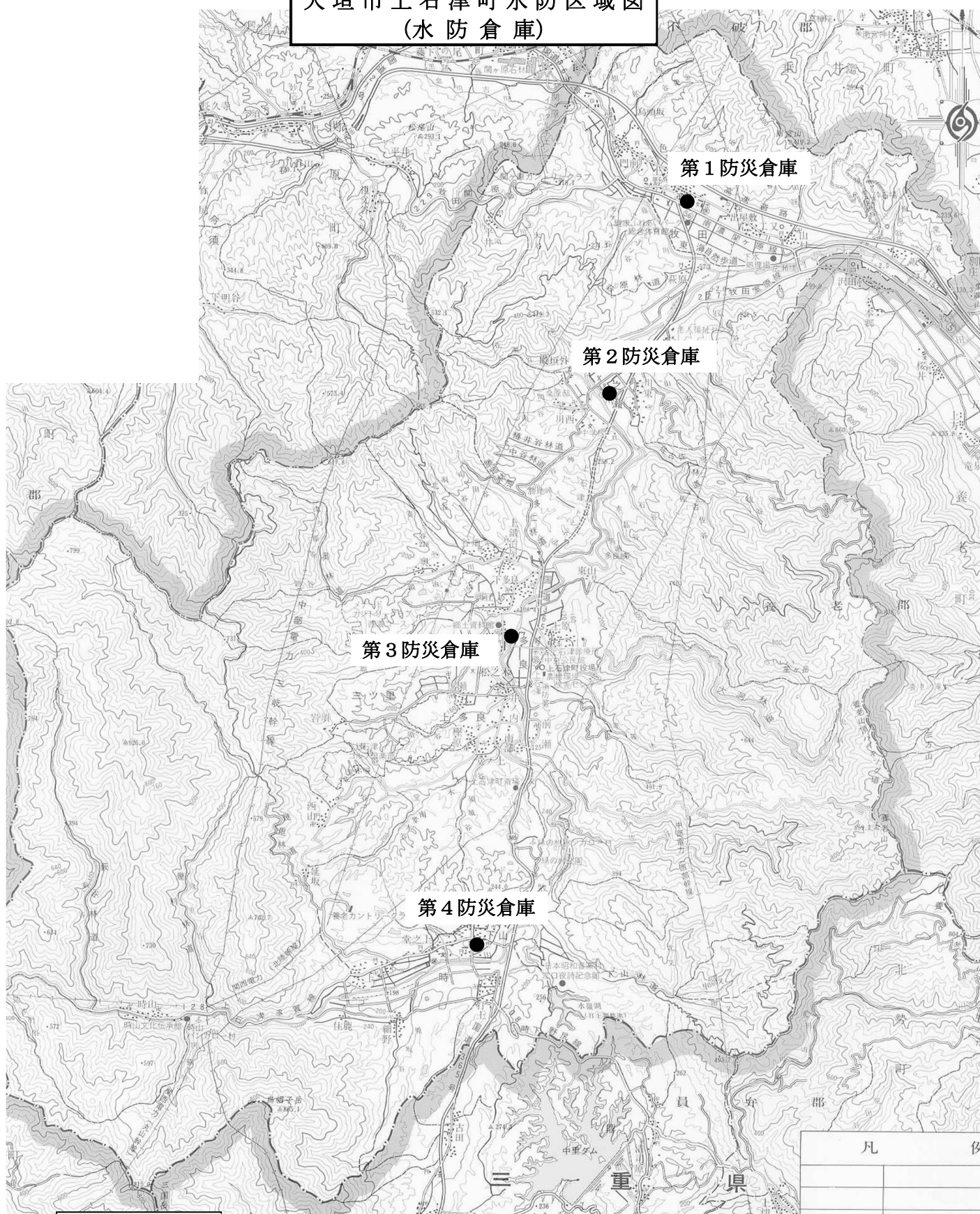
別図1

大垣市墨俣町水防区域図
(水防倉庫・排水機場・ひ門)



別図1-2

大垣市上石津町水防区域図
(水防倉庫)



● : 水防倉庫

指 定 避 難 所 一 覧 表

地区	施設名	所在地
牧田	旧牧田小学校	上石津町牧田 2672
	上石津総合体育館	上石津町牧田 1995
	牧田支所	上石津町牧田 2200-2
	烏頭坂コミュニティセンター	上石津町牧田 740-55
一之瀬	旧一之瀬小学校	上石津町一之瀬 1590
	上石津学園	上石津町一之瀬 100
多良	旧多良小学校	上石津町宮 38
	農村環境改善センター	上石津町上原 1195
	奥コミュニティセンター	上石津町奥 335-1
	谷畑コミュニティセンター	上石津町谷畑 132
	上多良公民館	上石津町上多良 983
	西山コミュニティセンター	上石津町西山 402-1
	上鍛冶屋公民館	上石津町上鍛冶屋 82-1
時	農村環境改善サブセンター	上石津町下山 2864-2
	えぼしふれあい会館	上石津町下山 2860
墨俣	墨俣小学校	墨俣町墨俣 242-1
	墨俣保育園	墨俣町上宿 483-1
	墨俣児童館	墨俣町上宿 483-1
	墨俣さくら会館	墨俣町上宿 510-1
	大垣桜高校	墨俣町上宿 468
	東安中学校	安八町東結 952-43

水 防 信 号

水防法第 20 条の規定による水防信号は、次のとおりである。

1. 第 1 信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。
2. 第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者全員が、出動すべきことを知らせるもの。
3. 第 3 信号 大垣市墨俣町、上石津町の区域内に居住する者が、出動すべきことを知らせるもの。
4. 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に、避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

水防信号は次表の方法によって表わすものとする。

方法 区分	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第 1 信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第 2 信号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第 3 信号	○—○—○—○ ○—○—○—○	10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第 4 信号	乱 打	1 分 5 秒 1 分 5 秒 1 分 ○— 休止 ○— 休止 ○—

- 備 考
1. 信号は適宜の時間継続すること。
 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 3. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。
 4. 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

別表 2－1

国土交通大臣（木曽川上流河川事務所長）が水防警報を発する河川
（関係分）
（水防法第 16 条第 1 項の指定河川）

河川名	区域
小 支 川 牧 田 川	左岸 岐阜県大垣市上石津町牧田字山村 3974 番の 1 の 1 の 1 地先 から揖斐川合流点まで 右岸 岐阜県大垣市上石津町牧田字二又 3456 番の 1 地先
小 支 川 長 良 川	左岸 岐阜県岐阜市日野中石川原 3965 番の 100 地先 から揖斐川合流点まで 右岸 岐阜県岐阜市古津小島山 919 番の 11 の 1 地先

別表 2－2

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報発表基準点
（国土交通大臣が指定する水位周知河川）

河川名	観測所名	地先名	位 置	水防団待機 水位 (通報水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	出動水位	避難判断 水位	氾濫危険水位 (洪水特別 警戒水位)	計画高 水位
牧田川	烏江	養老郡養老町烏江	右岸 7.2 km	5.00 m	6.50 m	7.30 m	7.30 m	7.60 m	9.77 m
長良川	忠節	岐阜市忠節町	左岸 50.2	1.00	2.00	3.50	5.30	5.50	6.68
長良川	墨俣	大垣市墨俣町	右岸 39.4	2.50	4.00	5.00	7.20	7.70	7.94

別表 2－3

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報発表基準点
（知事が指定する水位周知河川）

河川名	区 域	延長	氾濫危険水位 (洪水特別 警戒水位) 発表責任者	対 象 水 位 観 測 所						対応水防 管理団体
				名 称	位 置	水防団待機 水位 (通報水 位)	氾濫注意 水位 (警戒水 位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (洪水特別 警戒水位)	
牧田川	大垣市上石津町 一之瀬橋から 大垣市上石津町 広瀬橋まで	3.5 km	大垣土木 事務所長	広瀬橋	大垣市 上石津町 山村	1.20 m	2.40 m	2.70 m	3.50 m	大垣市

水防警報・洪水予報等FAX送付書

河—鑑—1

発信元 岐阜県県土整備部河川課

【別紙のとおり、洪水予報・水防警報・水位到達情報が発表されましたのでお知らせします。】

受報すべき水防管理団体は、管轄土木事務所へ電話し、
受報した旨の確認を必ずとってください。

洪水予報(国)

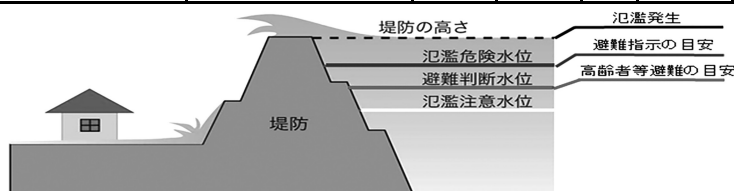
予報区間	受報すべき水防管理団体	管轄支隊（土木事務所）
木曽川中流	美濃加茂市 可児市 坂祝町 各務原市 岐阜市 岐南町 笠松町 羽島市 木曽川右岸地帯水防事務組合	岐阜・可茂
木曽川下流	—	岐阜
長良川中流	岐阜市 瑞穂市 安八町 羽島市 輪之内町 海津市 大垣市	岐阜・大垣
長良川下流	羽島市 海津市	岐阜・大垣
揖斐川中流	揖斐川町 池田町 本巣市 大野町 瑞穂市 安八町 神戸町 輪之内町 養老町 海津市 大垣輪中水防事務組合 揖斐川水防事務組合	揖斐・岐阜・大垣
揖斐川下流	海津市	大垣
庄内川	多治見市 土岐市	多治見

水防警報、水位到達情報（国）

河 川 名	受報すべき水防管理団体	管轄支隊（土木事務所）
木曽川	今 渡	美濃加茂市 可児市 坂祝町 各務原市
	犬 山	各務原市 岐阜市 笠松町 岐南町 木曽川右岸地帯水防事務組合
	笠 松	各務原市 岐阜市 笠松町 岐南町 羽島市 木曽川右岸地帯水防事務組合
	起	羽島市
	木曽成戸	羽島市 海津市
揖斐川	岡 島	揖斐川町 池田町 大野町 大垣市 神戸町 輪之内町 安八町 大垣輪中水防事務組合 瑞穂市 揖斐川水防事務組合
	万 石	瑞穂市 安八町 大垣市 神戸町 輪之内町 大垣輪中水防事務組合
	今 尾	輪之内町 養老町 海津市
	揖斐油島	海津市
根尾川	山 口	大野町 本巣市 揖斐川町 瑞穂市 安八町 大垣市 神戸町 輪之内町 大垣輪中水防事務組合
牧田川	烏 江	大垣市 養老町 輪之内町
杭瀬川	塩田橋	大垣市 神戸町 輪之内町 大垣輪中水防事務組合
	高 淵	大垣市 神戸町 輪之内町 養老町 大垣輪中水防事務組合
長良川	忠 節	岐阜市 大垣市 瑞穂市 安八町 輪之内町 羽島市
	墨 俣	岐阜市 大垣市 瑞穂市 安八町 羽島市 輪之内町 海津市
	長良成戸	羽島市 海津市
	長良油島	海津市
伊自良川	古川橋	岐阜市
庄内川	土 岐	土岐市
	多治見	多治見市

★市町村担当者様
「氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）」が発表された旨、首長に伝達してください。
高齢者等避難開始の発令を検討する必要があります。

水防警報・水位周知河川の水位			
観測所名	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
	m cm	m cm	m cm

[illegible]

川の防災情報	パソコンから	スマートフォンから	携帯電話から
	https://www.kasen.pref.gifu.jp/	https://www.kasen.pref.gifu.jp/sp/	https://www.kasen.pref.gifu.jp/h/

- 32 –

発表者		→	第1受報者		→	第2受報者		→	第3受報者	
国土交通省	〇〇河川事務所		機関名			機関名			機関名	
気象庁	〇〇地方気象台									

正 規

〇〇川氾濫注意情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

（見出し）
【警戒レベル2相当情報[洪水]】〇〇川では、氾濫注意水位に到達し
今後、水位はさらに上昇する見込み

（主文）
【警戒レベル2相当】〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「氾濫注意水位」に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）
所により1時間に50ミリの雨が降っています。今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇〇ミリ

（水位）
〇〇川の水位観測所における水位は次のとおり見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル			
	水位 (m)		レベル1 水防団 待機	レベル2 氾濫 注意	レベル3 避難 判断	レベル4 氾濫 危険
〇〇〇水位観測所 （〇〇県〇〇市 〇〇）	00日00時00分の状況	XXX.X1				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
〇〇〇水位観測所 （〇〇県〇〇市 〇〇）	00日00時00分の状況	XXX.X				
	00日01時00分の予測	-				
	00日02時00分の予測	-				
	00日03時00分の予測	-				
〇〇〇水位観測所 （〇〇県〇〇市 〇〇）	00日00時00分の状況	XX.X1				
	00日01時00分の予測	XX.X				
	00日02時00分の予測	XX.X				
	00日03時00分の予測	XX.X				

（参考資料）

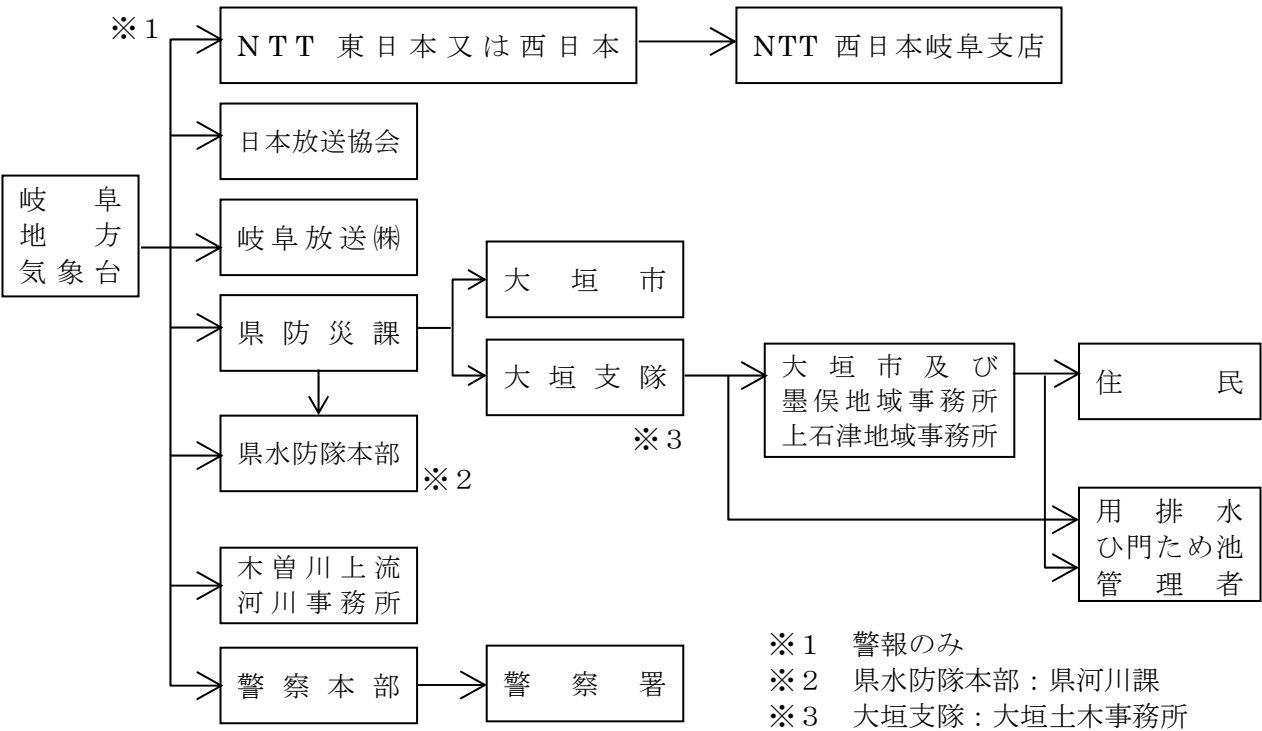
水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

問い合わせ先
水位関係:国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話:000-000-0000（内線）000
気象関係:気象庁 〇〇地方気象台 電話:000-000-0000（内線）000

予 報 及 び 警 報 伝 達 系 統 図

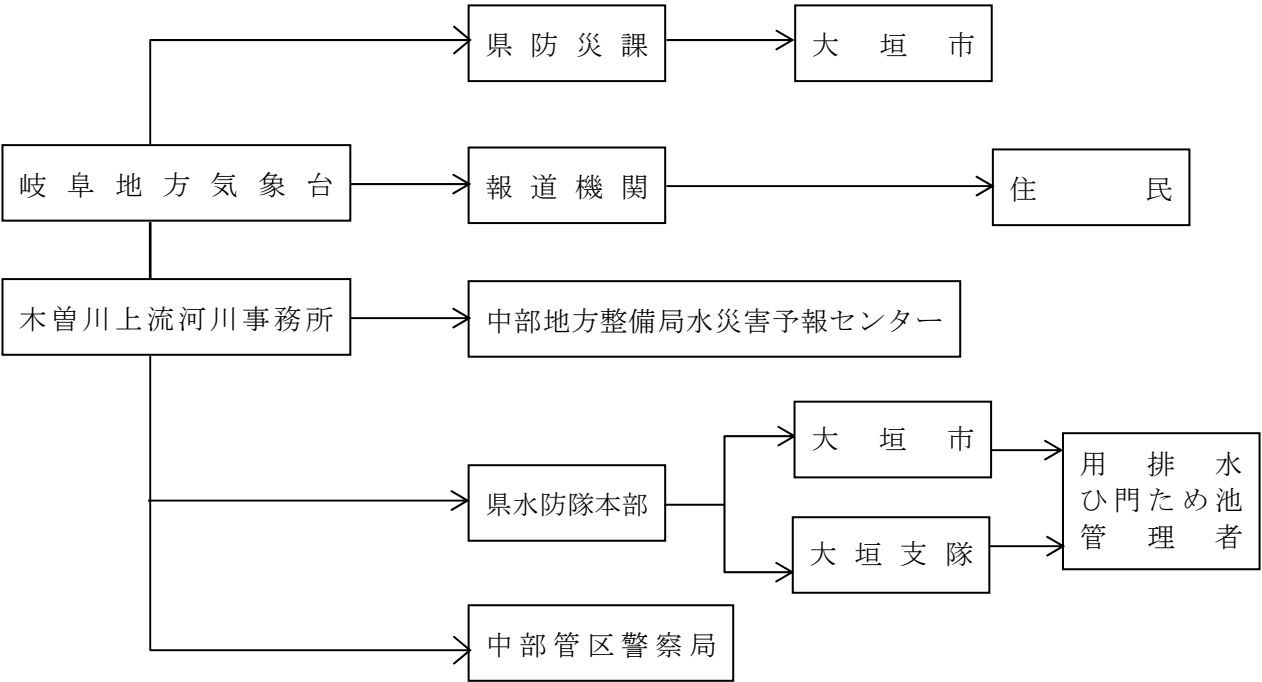
【気象予警報】

岐阜地方気象台が気象業務法の定める所により、岐阜県下の水防活動の活用のため発表するもの。



【洪水予報】

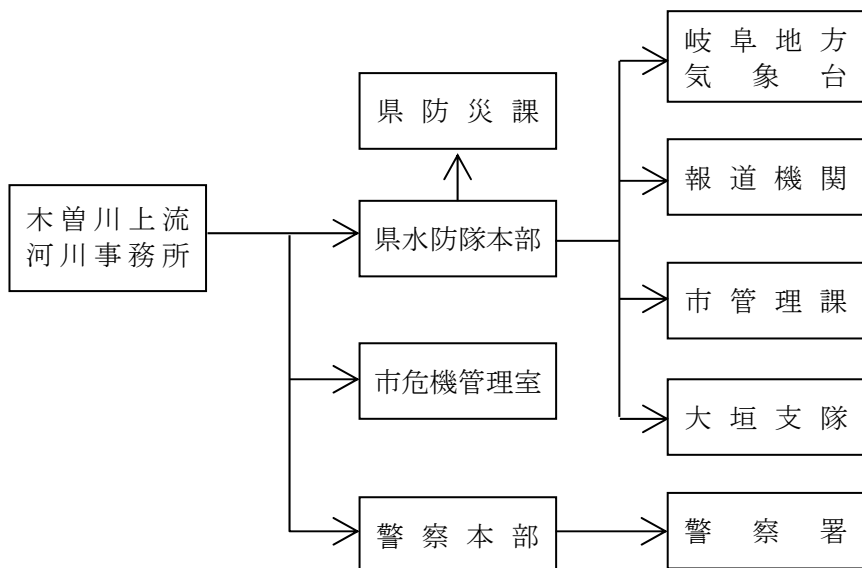
国土交通省木曽川上流河川事務所と岐阜地方気象台が共同で、水防法第10条第2項により指定された河川（揖斐川）について洪水のおそれがあると認められるとき、その状況を一般に周知せしめるために行う発表をいう。



【氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報】

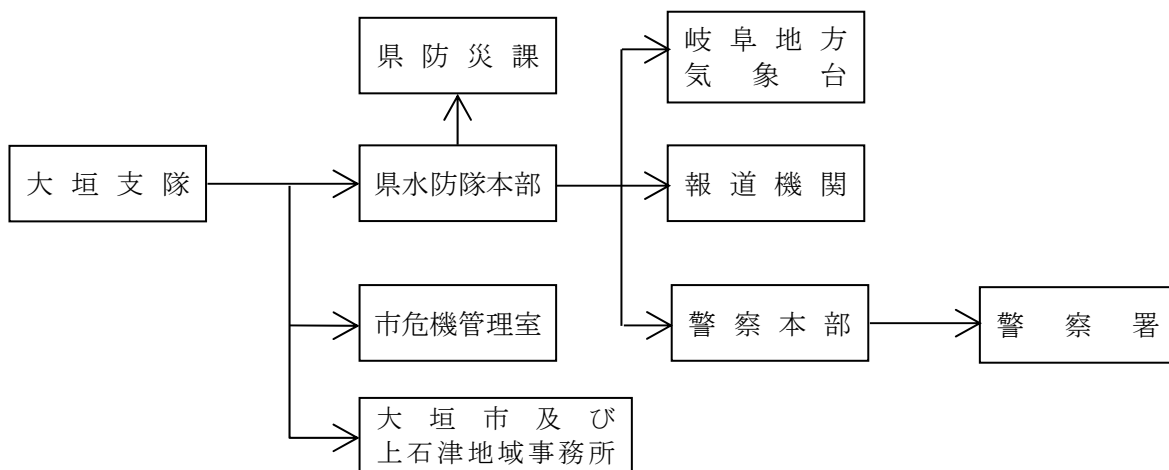
（ア）国土交通大臣が発表する氾濫危険（氾濫危険水位到達）情報

国土交通省木曽川上流河川事務所長から法第13条第1項により指定された河川（牧田川、杭瀬川、伊自良川）について、水位が各々に指定した特別警戒水位に達したときに発表するもの。



（イ）知事が発表する氾濫危険（氾濫危険水位到達）情報

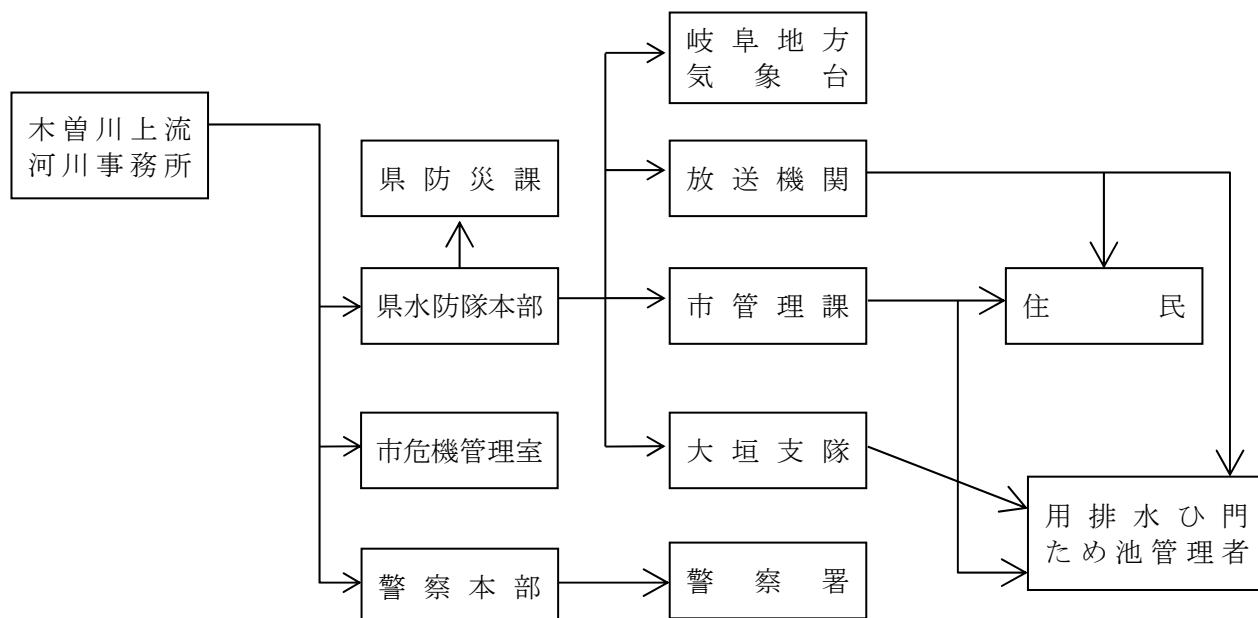
大垣支隊（大垣土木事務所長）が法第13条第2項により指定された河川（牧田川）について、水位が各々に指定した特別警戒水位に達したときに発表するもの。



【水防警報】

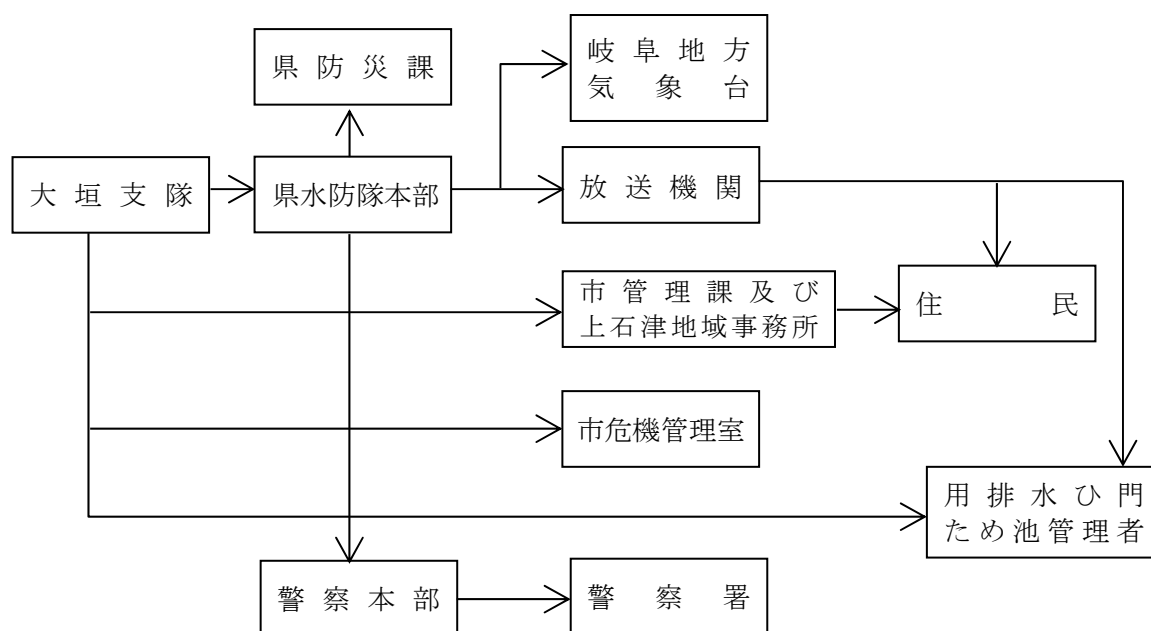
(1) 国土交通大臣（木曽川上流河川事務所長）が発表するもの。

指定河川（揖斐川、根尾川、牧田川、杭瀬川、長良川）について、洪水により国民経済上、重大な損害が生ずるおそれがあると認められるとき、国土交通省（木曽川上流河川事務所長）が水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。



(2) 知事が発表するもの。

指定河川（牧田川：上石津町広瀬橋より上流）について、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるとき、大垣支隊長（大垣土木事務所長）が水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。



(4)水防警報発表受報様式

水 防 警 報 発 表 受 報 用 紙

_____ 水防警報 第 _____ 号 (準備) 出動 情報 解除)	
_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分	
岐阜県 _____ 土木事務所長 発表	
順序	符号 本文
	イ _____ 時 _____ 分現在 _____ m _____ cmで _____ 水位 _____
	ロ _____ 時 _____ 分現在 _____ m _____ cmで _____
	ハ _____ 上昇中である。
	ニ _____ これが最高水位と _____
	ホ _____ 上流 _____ の [水位は _____ m _____ cmで _____ 上昇中である。 _____ 流量は _____ m ³ /s] _____
	ヘ _____ 時 _____ 分発表の _____ 川洪水 _____ によれば _____ 時に _____ の水位は _____ m _____ cmになる見込みである。
	ト _____ 地方気象台発表の _____ によれば今後なお [上流山間部 _____ に _____ 川流域 _____ 県地方 _____ 部 _____] _____ mmの _____ が予想される。
	チ 減水中である。
	リ _____ の [水位は _____ 時に _____ m _____ cm _____ _____ 流量は _____ 時に _____ m ³ /s] _____

※水位上昇の選択の目安

直近30分の水位上昇量		
15cm未満	15cm以上30cm未満	30cm以上
かんまんに	刻々	急激に

順序	符号 本文
	ヌ _____ 市 _____ 地方では _____
	ル 河川の水位は一旦 _____ 再び _____
	ヲ 本地区 _____ せられたい。
	ワ 本地区の水防警報を解除する
	カ (イ〜ワ以外の補足事項)

(注)

- I. 記入要領 { _____ の部分は名称、地名、数字を入れる。
_____ の部分は字句の不要な場合に使う。
発信者は始めに一句毎に読み、次に通して読む。
必ずくり返して、2度読むこと。
- II. 通達要領 { 受信者は間違いないよう必ず復唱すること。

(水防隊本部用)

水 防 警 報 の 伝 達 結 果		
一斉指令(無線)終了時刻	ファックス伝達終了時刻	
時 _____ 分 _____	時 _____ 分 _____	分 _____

水 防 警 報 対 象 水 位 観 測 所			
観測所名	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	計画高 水位

水 防 警 報 の 確 認 先			
連絡先	電話	確認者	被確認 時刻

別紙 7－2
(様式 3 号)

標題	岐阜県記録的短時間大雨情報														号																																																																																																
日時 発表 官署	発表	年	月	日	時	分										岐阜地方気象台																																																																																															
<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																																																																																																															

※記録的短時間大雨情報 ― 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測したり、解析したりしたときに、気象台が発表。この情報は、大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生とつながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表するもの。
発表基準－100mm/h（岐阜県）

水 防 実 施 報 告 書

作成責任者

水 防 管 理 団 体 名		指定・非指定の別										指定		
水防実施等の台風名又は豪雨名		報 告 年 月 日		別		年 月 日		管理団体分		県 分		年 月 日		
出 水 の 概 要	出水位	川	はん濫注意水位 (警戒水位)	雨 量	m	m	mm	使用資材費		主要資材		計		
								その他資材		小 計		円		
水防実施箇所	左・右岸	支	川	地先	m									
日 時	自 月 日	時	至 月 日	時										
出 動 人 員 数	水 防 団 員 数	人	消 防 団 員	人	自 衛 隊 員	人	そ の 他	人	計	機 械 等 借 料				
										食 糧 費				
水 防 作 業 の 概 況 及 び 工 法	工 法	人	人	人	人	人	人	人	人	出 動 手 当 等				
										そ の 他				
簡所数		合 計												
延長		功労者の氏名・年齢・所属功績概要												
水 防 の 結 果	堤 防 路 田 畑 家 屋 一般公 共施設 鉄 道 人 口	破 堤 の 原 因 (破堤した場合)												
	堤 防 路 田 畑 家 屋 一般公 共施設 鉄 道 人 口													
	堤 防 路 田 畑 家 屋 一般公 共施設 鉄 道 人 口	水 防 活 動 に 関 する 自 己 批 判												

年 月 日

大垣市水防管理者 様

水防隊長
大垣市消防（水防）団長 氏 名

水 防 実 施 結 果 報 告 書

年 月 日 第 号台風（又は集中豪雨）のため次のとおり水防を実施したので報告します。

1. 出動人員 人

内容（1） 月 日 午 前後 時 分 分団 人、 分団 人、 分団 人 召集

（2） 月 日 午 前後 時 分 分団 人、 分団 人、 分団 人 召集

（3） 月 日 午 前後 時 分 全部解散

2. 作業報告

（1） 月 日 午 前後 時 分 分団 人 川大垣市 地区 水防現場
作業実施成功した。

（2） 月 日 午 前後 時 分 分団 人、 川大垣市 地区 水防現場
作業実施成功した。

（3） 月 日 午 前後 時 分 分団引揚以後待機

（4） 〃 〃

（5） 〃 〃

3. 経費

品名	数量	単価	金額	債権者	備考
				支払済	
				支払済	
計					

（注）支払のものには領収証
未支払のものには請求書 } 添付のこと

4. その他必要な事項

重 要 水 防 箇 所

重要水防箇所とは、堤防の破堤、河川からの溢水、氾濫により人命、財産に重要な被害を及ぼす箇所で、水防活動を重点的に行う必要のある箇所をいう。

国管理区間（木曽川上流河川事務所）

（工作物以外）

〈重要度 A〉

番号	河川名	種別	左右岸 の区分	位置	地先名	延長 (m)	摘要
1	揖斐川 (牧田川)	越水・溢水	左	15.6k ～ 15.6k+176m	大垣市上石津町乙坂	176	河積不足

〈重要度 B〉

番号	河川名	種別	左右岸 の区分	位置	地先名	延長 (m)	摘要
1	揖斐川 (牧田川)	堤体漏水	左	13.4k+117m ～ 15.6k+176m	養老郡養老町橋爪～ 大垣市上石津町乙坂	2,485	堤防の脆弱性
2	揖斐川 (牧田川)	越水・溢水	左	13.4k+117m ～ 13.8k	養老郡養老町橋爪 大垣市上石津町乙坂	340	河積不足
3	揖斐川 (牧田川)	越水・溢水	左	14.0k ～ 15.2k	大垣市上石津町乙坂	1,370	河積不足 越水危険箇所
4	揖斐川 (牧田川)	水衝洗掘	左	14.2k+150m ～ 14.4k+100m	大垣市上石津町乙坂	190	洗掘の未施工
5	揖斐川 (牧田川)	越水・溢水	左	15.4k ～ 15.6k	大垣市上石津町乙坂	171	河積不足
6	長良川	堤体漏水	右	38.2k ～ 41.4k	大垣市墨俣町～ 瑞穂市穂積	3,314	堤防の脆弱性 すべり破壊
7	長良川 (犀川)	堤体漏水	右	0.0k ～ 0.0k+100m	大垣市墨俣町	100	発生する恐れ
8	長良川 (犀川)	基礎地盤漏 水	右	0.4k+25m ～ 0.4k+55m	大垣市墨俣町	30	旧川・破堤跡以外 S 59.1 履歴有の暫定施工

(工作物)

〈重要度B〉

番号	河川名	種別	左右岸 の区分	位置	地先名	延長 (m)	摘要
1	長 良 川	工 作 物	左右	L39.2k+13m	岐阜市日置江茶屋新田 大垣市墨俣町墨俣	—	桁下不足 長良大橋

(要注意区間)

番号	河川名	種別	左右岸 の区分	位置	地先名	延長 (m)	摘要
1	長 良 川	旧 川 跡	右	37.0k+180m ～ 38.4k+20m	安八郡安八町森部～ 大垣市墨俣町上宿	1,240	
2	長 良 川	破 堤 跡	右	37.4k ～ 37.4k+50m	大垣市墨俣町下宿	50	
3	長 良 川	破 堤 跡	右	38.2k+10m ～ 38.2k+60m	大垣市墨俣町上宿	50	

(参考) 重要水防箇所評定基準

種 別	重 要 度 等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 (溢 水)	・計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所	・計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤体漏水	・堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所 ・堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所 ・水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所	・堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所 ・堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 ・水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所	
基礎地盤漏水	・堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所 ・基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所 ・水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所	・堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所 ・堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所 ・水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所	
水衝・洗掘	・水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所 ・橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 ・波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	・水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所	

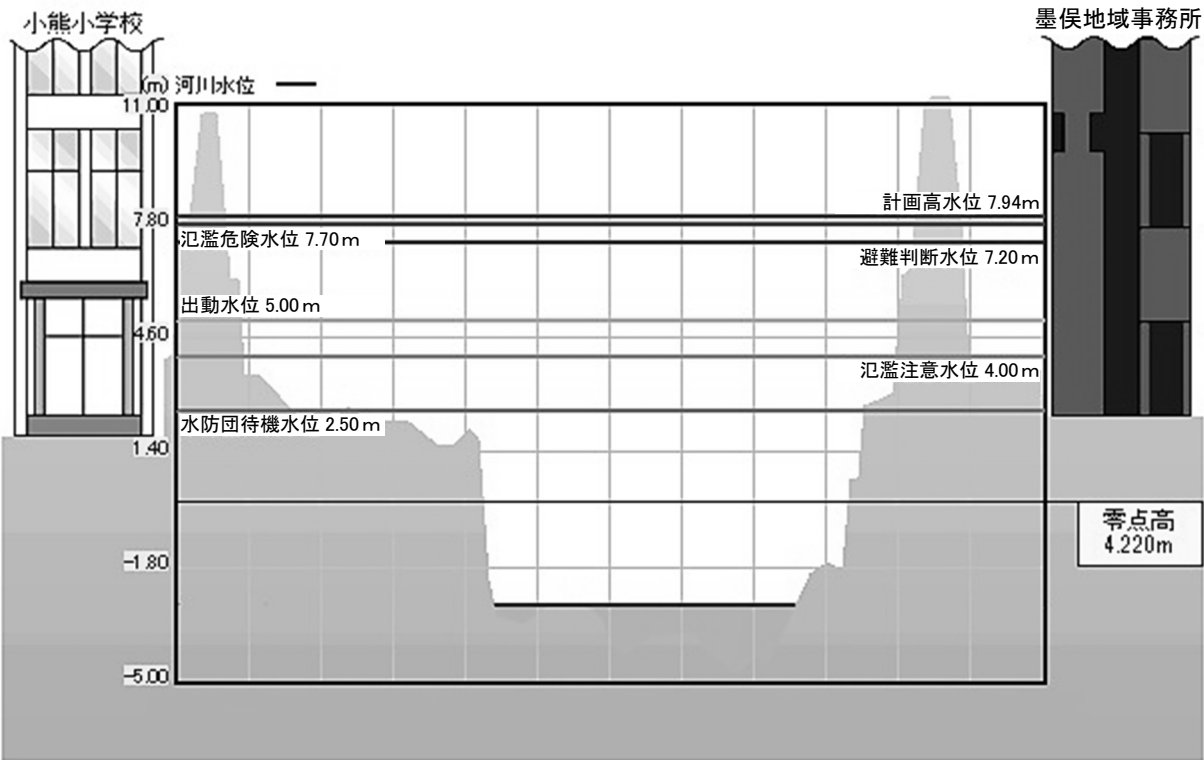
種 別	重 要 度 等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工作物	・河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所 ・橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所	・橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
工事施工			・出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			・新堤防で築造後3年以内の箇所 ・破堤跡又は旧川跡の箇所
陸 閘			・陸閘が設置されている箇所

【用 語】

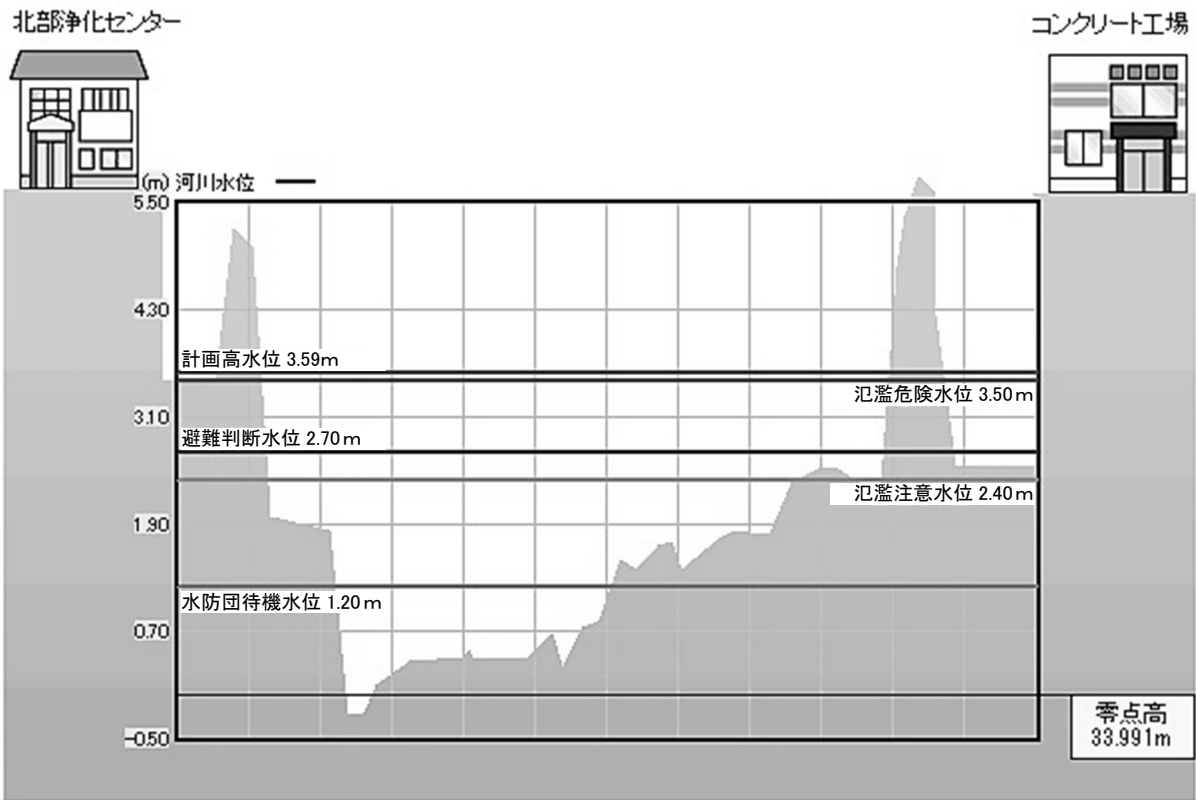
- ・水衝部（すいしょうぶ）・・・ 流路の曲線の外側などで、流水が突き当たる部分。
- ・洗掘（せんくつ）・・・ 流水や波浪により河岸、海岸または河床や海底の土砂が洗い流されること。
- ・陸閘（りっこう）・・・ 部分的に堤防天端高を下げた道路や通路を通し、洪水や高潮時に締め切ることが出来る施設。
- ・天端（てんば）・・・ 一般的には空に面しているところを指し、堤防の管理用通路や擁壁上部の平らな面などを示す。
- ・法面（のりめん）・・・ 一般には切り取りまたは盛土によってつくられた人工的傾斜面のこと。自然傾斜面ものり面ということがある。
- ・法先（のりさき）・・・ 法面の最下端のこと。法尻。
- ・法肩（のりかた）・・・ 法面の最上端のこと。
- ・旧川跡（きゅうせんあと）・・・ 昔は水が流れていたが、現在は付替などにより水が流れていない河川の跡
- ・河積（かせき）・・・ 河川の横断面において、水の占める面積のこと。一般的には計画高水位以下の断面積をいう。
- ・川表（かわおもて）川裏（かわうら）
・・・ 堤防を境にして、水が流れている方を川表、住居や農地などがある方を川裏という。

水防警報対象水位観測所横断面図

長良川墨俣観測所



牧田川広瀬橋観測所



墨俣町住宅、道路、堤防等の標高表

町 内	地 点	海拔標高	河 川 堤 防		
			長良川	新犀川	犀川
池西	墨俣 634 番地 3 地先	6.04 ^m	^m	^m	12.7 ^m
長池	墨俣 503 番地 13 地先	6.16			12.5
八幡町	墨俣 546 番地 1 地先	5.88			12.2
西町北	墨俣 10 番地 地先	7.24			12.4
西町南	墨俣 35 番地 地先	6.99			
本町	墨俣 117 番地 地先	7.42			
中町	墨俣 150 番地 地先	7.54		9.9	
東殿町	墨俣 274 番地 地先	6.18		9.8	
西殿町	墨俣 350 番地 地先	6.03			
堤町	墨俣 367 番地 地先	6.26			12.0～12.4
寺町	墨俣 214 番地 地先	6.72	15.3	9.8～9.9	
下町	墨俣 886 番地 地先	6.09	15.3	9.7～9.9	
栄町	墨俣 448 番地 地先	5.91			
豊臣町	墨俣 472 番地 地先	5.95			
二ツ木	二ツ木 24 番地 地先	6.13			12.5
旭町	墨俣 714 番地 地先	5.85			
上宿	上宿 1510 番地 地先	6.96	14.0	9.7～9.8	
下宿	下宿 175 番地 地先	6.50	14.0	9.7～9.9	
下宿新町	下宿 625 番地 地先	5.75			
沼田	二ツ木 340 番地 15 地先	5.68			
椿町	上宿 1043 番地 3 地先	5.62			
墨俣地域事務所	上宿 473 番地 1 地先		国土地理院基準点		

関係官庁・団体・その他電話番号表

官庁・団体・その他	番 号	所 在 地
中部地方整備局 (総務部総務課)	052-953-8119	名古屋市中区三の丸 2-5-1
木曽川上流河川事務所	058-251-1321	岐阜市忠節町 5-1
長良川第二出張所	058-398-8220	羽島市桑原町大須平太 2760-1
揖斐川第一出張所	0585-32-1011	揖斐郡大野町黒野 2269-3
揖斐川第二出張所	0584-81-1034	大垣市三本木 2-651-1
牧田川出張所	0584-35-2078	養老郡養老町栗笠 765
揖斐川大垣河川防災ステーション大垣市防災センター	0584-89-5961	大垣市馬の瀬町 1154-3
岐阜県庁	058-272-1111 (代)	岐阜市藪田南 2-1-1
岐阜県危機管理部防災課	058-272-1125	〃
岐阜県県土整備部河川課	058-272-8585	〃
大垣土木事務所	0584-73-1111 (代)	大垣市江崎町 422-3
岐阜県警察本部	058-271-2424 (代)	岐阜市藪田南 2-1-1
大垣警察署	0584-78-0110	大垣市江崎町 422-10
墨俣警察官駐在所	0584-62-5002	〃 墨俣町上宿 575-1
養老警察署	0584-34-0110	養老郡養老町石畑 1149-1
上石津警察官駐在所	0584-45-2116	大垣市上石津町上原 1269-1
牧田警察官駐在所	0584-47-2043	〃 牧田 2579-56
陸上自衛隊 第35普通科連隊	052-791-2191	名古屋市守山区大字守山 3-12-1
航空自衛隊岐阜基地	058-382-1101 (代)	各務原市那加官有地無番地
自衛隊岐阜地方協力本部	058-232-3127	岐阜市長良福光 2675-3
名古屋地方気象台 (観測予報課)	052-751-0909	名古屋市千種区日和町 2-18
岐阜地方気象台 (観測予報担当)	058-271-4107	岐阜市加納二之丸 6
瑞穂市役所	058-327-4111 (代)	瑞穂市別府 1288
安八町役場	0584-64-3111 (代)	安八郡安八町氷取 161

官庁・団体・その他	番 号	所 在 地
木曽川水系ダム統合管理事務所	058-255-2560	岐阜市忠節町 5-1
横山ダム管理支所	0585-52-2211	揖斐郡揖斐川町東横山 1330
墨俣郵便局	0584-62-5542	大垣市墨俣町墨俣 955-3
上石津郵便局	0584-45-2301	大垣市上石津町上原 1343-1
牧田郵便局	0584-47-2049	〃 牧田 2687-1
一之瀬郵便局	0584-47-2601	〃 一之瀬 1488
上石津時郵便局	0584-45-3087	〃 下山笹尾 194-1
中部電力パワーグリッド(株)大垣営業所	0120-924-517	大垣市南高橋町 2-25
西日本電信電話(株)岐阜支店	058-275-1822	岐阜市梅ヶ枝町 2-31
朝日新聞岐阜総局	058-263-4125	岐阜市司町 31
毎日新聞岐阜支局	058-265-5533	岐阜市柳ヶ瀬通 1-12 岐阜中日ビル 8 階
中日新聞大垣支局	0584-78-2030	大垣市藤江町 6-82-7
岐阜新聞西濃支社	0584-81-3330	〃 北切石町 1-11
中部経済新聞西濃支局	0584-75-1289	〃 室本町 2-39 竹中ビル 203
読売新聞大垣通信部	0584-47-9912	〃 神田町 1-16 けやきヒルズ 306
日刊工業新聞岐阜支局	058-201-2255	岐阜市神田町 9-20 G-front8 階
NHK岐阜放送局	058-265-8051	岐阜市京町 2-3
岐阜放送本社	058-264-1185	岐阜市橋本町 2-52 岐阜シティ・タワー43 4 階
株式会社大垣ケーブルテレビ	0584-82-1200	大垣市中野町 3-31

水防法

(昭和二十四年六月四日 法律第百九十三号)

最終改正 令和五年五月三十一日法律第三七号

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 水防組織（第三条―第八条）
- 第三章 水防活動（第九条―第三十二条の三）
- 第四章 指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）
- 第五章 水防協力団体（第三十六条―第四十条）
- 第六章 費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）
- 第七章 雑則（第四十五条―第五十一条）
- 第八章 罰則（第五十二条―第五十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

- 2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。
- 3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。
- 4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。
- 5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。
- 6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。
- 7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。
- 8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

（市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつてい

- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつてゐる財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。
- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

- 6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

（河川等の巡視）

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（情報の提供の求め等）

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。
- 3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

（水位の通報及び公表）

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十一条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関

係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- （都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設

設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。
- （高潮浸水想定区域）

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の三の規定により指定した海岸
 - 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

- ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
 - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）
- 第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。
- （要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）
- 第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

（行為の届出等）

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 国土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。
(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。

- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 当該都道府県知事
 - 二 当該河川の存する市町村の長
 - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 四 当該河川の河川管理者
 - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。
(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川(第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。)のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係る機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせな

なければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

る。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
 - 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
- 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつてを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつてをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

- 2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百二十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わかつた者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附 則 （昭和二十七年七月三十一日法律第二五八号） 抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 （昭和二十九年六月一日法律第一四〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二十九年六月八日法律第一六三号） 抄

(施行期日)

1 この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

(警察法の施行の日＝昭和二十九年七月一日)

附 則 （昭和三十〇年七月一日法律第六一号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三十一年六月一日法律第一四一号） 抄

1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則 （昭和三十二年五月一六日法律第一〇五号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

(昭和三十二年政令第二五三号で昭和三十三年八月一〇日から施行)

附 則 （昭和三十三年三月一五日法律第八号）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和三十三年政令第九五号で昭和三十三年五月一日から施行）

附 則 （昭和三十五年六月三〇日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附 則 （昭和四十七年六月二三日法律第九四号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 （昭和五十九年一月二五日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 （昭和六〇年六月二一日法律第六九号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則 （平成六年六月二九日法律第四九号） 抄

（施行期日）

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

（第三編第三章の改正規定の施行の日＝平成七年六月一五日）

附 則 （平成七年四月二一日法律第六九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

第三条 この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三條、第一百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

（国等の事務）

第百五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一條において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三條において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可

等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一三年六月一三日法律第四六号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成一七年五月二日法律第三七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（平成一七年政令第一九四号で平成一七年七月一日から施行）

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二二年一月二五日法律第五二号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二三年政令第九号で平成二三年五月一日から施行）

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年一二月一四日法律第一二四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二三年一二月二七日)

附 則 (平成二五年六月一二日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二五年政令第二一三号で平成二五年七月一一日から施行)

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法(附則第六条において「新水防法」という。)第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条(消防組織法第十五条の改正規定に限る。)、第九条、第十条、第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規定(「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条一第六十七条)」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条一第六十七条)／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十七条の二一第六十七条の七)／」に改める部分に限る。)、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。)、第十五条、第二十二條(民生委員法第四条の改正規定に限る。)、第三十六条、第四十条(森林法第七十条第一項の改正規定に限る。)、第五十条(建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。)、第五十一条、第五十二条(建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。)、第五十三条、第六十一条(都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。)、第六十二条、第六十五条(国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。))及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。)、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三十五号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(水防法及び河川法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三十五号)の施行の日=平成二五年七月一一日)

(政令への委任)

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年一一月一九日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二十七年政令第五号で平成二十七年一月一八日から施行)

附 則 (平成二十七年五月二〇日法律第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二十七年政令第二七二号で平成二十七年七月一九日から施行)

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の水防法(以下この条において「新水防法」という。)第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。)の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域(以下この条において単に「浸水想定区域」という。)」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。)」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二九年五月一九日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二九年政令第一五七号で平成二九年六月一九日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和三年政令第一五二号で令和三年五月二〇日から施行)

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和三年政令第二九五号で令和三年十一月一日から施行)

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定(「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。)及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定(同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。)、第七条の規定(同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。)並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一河川法(昭和三十三年法律第六十七号)の項第一号の改正規定に限る。)、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(令和三年政令第二〇四号で令和三年七月一五日から施行)

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和五年五月三十一日法律第三七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中気象業務法第十四条の二の改正規定及び第二条の規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

水
防
計
画

令
和
6
年
度

大
垣
市